

「国家」への視座

中 谷 義 和*

目 次

- (1) はじめに：現代の“逆説”
- (2) 「社会空間」概念
- (3) 「統治機構」概念
- (4) グローバル化と国家
- (5) 結 び

(1) はじめに：現代の“逆説”

2008年秋のサブプライム・ローンの破綻に発する世界金融危機に、また、2010年春のギリシアに発する財政破綻の危機に先進資本主義諸国や EU 加盟国は国際的連携をもって対応している。経済のグローバル化のなかで、領域主権型国家間関係は構造的変化のなかにある。

D. ヘルドは現代を“逆説”の時代と呼んでいる¹⁾。これは、「グローバル化」に弾みがつき、そのインパクトも広範化するなかで、越境レベルで取り組むべき課題も多くなり、その必要性にも不断に迫られていながら、これに対処すべき方途が弱体で、不完全であるという状況を指している。換言すれば、「国家」間関係は流動的であるし偶発的性格も帯びているだけに、脱国民国家的諸関係が空間的にも構造的にも深まり、そのなかで領域主権型管轄権の「脱国家化」が起こるとともに、対処すべき課題も越境化していながら、そのための制度的メカニズムを欠き、「民主政の赤字」

* なかたに・よしかず 立命館大学法学部教授

状況が浮上していることになる。理念と方途を異にしつつも、「グローバル民主政」論や民主的「グローバル・ガバナンス」論が、あるいは「コスモポリタン民主政」が族生しているのは、こうした脈絡に負っている²⁾。

確かに、「グローバル化」のなかで「国家」が“崩壊”の過程を辿っているわけではなく、国際システムの基本的単位をなしている。この視点からすると、「グローバル化」のなかで国家間関係の変化が起こっているのであって、「国家」と「グローバル化」とを対置すべきではないことになる。この脈絡において「国家」の概念が改めて問われることになったのは、国家間の「相互依存関係」が深まるなかで、国際政治に占める政治単位の多様化と多中心化が進み、伝統的「国家」の構造と機能が変容と変化に服していると想定され、その現代的位相が求められることになったからである。これは、また、EUにみられるように半球の規模の「超国民的国家間複合体」が形成されるとともに、政策の形成と執行に占める国際的・地域的機関と機構の役割も大きくなるなかで、超国民国家的規模の組織枠組みが生成していることとも結びついている。だが、経済・社会文化関係の越境化が深まりつつも、「国民国家」は国際社会の基本的単位の位置にとどまっていることに鑑みると、改めて、「国家」とは何かという問題と並んで、どのような変容過程にあるかが、また、どのような民主的ガバナンスを越境規模で展望すべきかが問われていることになる。いわゆる「ウェストファリア型地政学的・経済地理学的システム」観においては、「国家」に“主権”という排他的権力が求められ、この権力によって政治権力と社会空間を「領域(territory)」に区画することで、「国家」が国際政治の基本的単位であると見なされることになった。だが、「区画化」とは隣接性を前提としているし、自己完結的「主権」理念は法制的概念に過ぎない。こうした考えは、すでに、第一次世界大戦後の「リベラル国際主義」の“挑戦”を受けていたのであるが、「主権」理念が「国家」と結び付けられてきただけに、グローバル化のなかで、改めてその相対化が求められることにもなった。また、「グローバル化(globalization)」とは文字通り「過

程」概念であって、一定の「状況」概念ではあっても、確定的状況を指す言葉とは言えないし³⁾、「過程」が構造化し、一定の方向性を帯び得るには「主体」の企図が介在してのことである。この視点を看過すると、「過程」は不可避性や必然性を含意することになるし、傾向に対する“対抗傾向”の契機も視野から欠落せざるを得ないことになる⁴⁾。

「グローバル化」とは越境型社会諸関係の連鎖の深化過程であるだけに、「脱領域化」と「再領域化」を、また、国家の機能的・機構的「構造改革」^{リストラクチャリング}を呼ばざるを得ないとすると、伝統的な国家概念においては制度的アプローチから領土・主権・国民が三幅一対的に措置され、これが国際政治の基本的アクターとされてきただけに、その個別構成要素の結合様式の変容にとどまらず、「国家」概念についても再検討すべき契機が与えられたことになる（「国家」への挑戦⁵⁾）。そして、「国家」間関係の深まりと相互関係の変容と結びついて、「帝国」論や「世界国家」生成論も浮上していることに鑑みると、改めて「国家」概念の再検討が求められていることになる⁶⁾。換言すれば、「国家」を所与の“説明項”とし、これを基本的カテゴリーとして国際関係にアプローチするのではなく、国家を“被説明項”とし、その説明との関連において今日の「グローバル化」を位置づけるべきことになる。

新ミレニアムの最初の「世界政治学会（IPSA）」（2000年夏、於・ケベック市）は「世界資本主義・ガヴァナンス・コミュニティ：コーポリット・ミレニアム」を統一テーマに設定している。これは世紀転換期における「グローバル化」状況を反映してのことであって、世界の資本主義化の波のなかで、新世紀の民主政をどのように展望すべきかという課題に発している。「グローバル化」とは「過程」概念であるだけに、その形状は不安定な“星雲状況”にある。それだけに、1980年代に浮上した「グローバル化論争」のなかで、その性格と規模をめぐって議論が繰り返されている。いわゆる「懐疑派」は現代の越境型・国家横断型連鎖化を“トライアド化”ないし“リージョナル化”であると、あるいは、インターナ

シヨナリズムの深化である。確かに、「グローバル化」と「国際化」とは概念的に区別すべきであって⁷⁾、「世界国家」型政治経済システムがグローバルに生成しているわけではなく、「国家」は世界システムの基本的構成単位の位置にある。だが、「情報技術革命」のなかで情報や知識の交換は即時性と脱空間性を帯びるに及んでいる。ナショナルとリージョナルなレベルにおける「社会空間」の相対的自立性を看過すべきではないにしても、それが自己完結的で閉鎖的な「局地圏」であると見なすわけにはいかない。また、リージョン相互間の越境型連鎖も深まっている。すると、^{インターナショナルリゼーション}「国際化」とグローバル化とは対立的概念ではなく、形態と規模を異にしつつ、政治や経済社会関係の国家間化(国際化)がグローバルなレベルで「入れ子」状に重層化する方向を強くしていると見なすことができる。

「グローバル化」とは、経済・社会・文化関係の連鎖化のことであって、時間と空間の「拡大と圧縮」の過程を意味し、その特徴は経済社会関係の「脱領域化」と越境型「連関化」の長期過程に求めることができる。これは、国際レベルにおけるネットワークの位階的(再)秩序化を、つまり、経済的には不均等発展を、政治的には支配・従属関係の地政学的・経済地理学的再編の力学をとまなうことになる。それだけに、また、対立と対抗の運動を呼ばざるを得ない。いわゆる「新自由主義」原理(「ワシントン・コンセンサス」)において⁸⁾、経済の「^{デレギュレーション}規制緩和」を、また、貿易と産業の「^{リベラリゼーション}自由化」や「^{プライバティゼーション}民営化」を政策的基調として「グローバルな市場統合」が求められることになり、これと結びついて「国家の退場」論が主張されることになったが(「超グローバル化論」)、「国家」と「経済」とを二分し、経済の国際的流動化をもって「国家」の“衰退”を説明し得るわけではない。国家の「介入形態」が資本主義の展開史のなかで変化してきたように、政府の役割は多様であったし、あり得ることもある。したがって、グローバル化のなかで「国民国家」が変化しているからといって、「国家」と「経済」とを二分し、経済過程の変化をもって「国家」

を説明するという分離論を、あるいは、一方を他方に解消するという還元論を避けるべきことになる。例えば、最も脱国家的現象とされる“オフショア経済”は「国家」から離脱した「飛び地」のように見えて、なお、「国家」の地理的・法的枠内にあるし、経済活動の基本的枠組みは国民型私的経済である⁹⁾。また、政府間国際機構や非政府組織の役割も強まっているとはいえ、少なくとも、前者の成立と機能には「国家」の同意が求められる。「国家」は世界システムの孤立的「部分」とは言えないにしろ、国民国家と国民経済は、なお、政治経済的社会諸関係の基本単位であって、国民国家を欠いて国民経済は成立し得ず、国家は市場型交換システムの制度化や生産の物質的条件の供与という点で資本主義的経済社会関係の生産と再生産の中枢に位置し、その方向を基本的に設定している。すると、「グローバル化」のなかで国民経済の世界的連鎖も深まり、国際的交易や通商も構造化し、政府間の機構や機関の占める役割も強化されているわけであるから、「国家」は内外の新しい「入力 出力」メカニズムに服しているとみるべきことになる。

「国家」の概念には、「領域」内経済社会関係の統一体という徴表と、この統一体を政治的に凝集している統治機構という徴表とが、つまり、他との関係において一定の領域を共有している人々の「社会空間」であるとする概念と所与の社会経済関係の「統治主体」であるとする概念とが併存している。これは「国家」の概念が二重性を帯びていて、「人的共同体」であるとする概念（広義の「国家」概念）と、この「共同体」の統治主体であるとする概念（狭義の「国家」概念）とが相対的に区画化された「規模」において二重写しになっていることを意味している（“機能”ではなく、「表象」の二重性）。そして、「国民間（inter-national）」や「国家間（inter-state）」という言葉にも表れているように、「国民（型）国家（nation-, or national state）」という概念をもって、ひとつの社会経済・文化的諸関係が「国家」ないし「国民国家」としてグローバルなレベルで表象されている。「グローバル・ガヴァナンス」において、超国家的・下位国家的レ

ベルへの国家権力の機能的移動が起こっているとされるが、この点でも二分法的分離論に内在する二元性の連関化が求められる。というのも、「国家」が世界システムの個別単位であるとする、あるいは、世界システムの主要な構成単位が「国家」であるとする、「国家」は“被説明項”とされるべきであるからにほかならない。

意味論的には両概念がひとつの「実体」において両義的に表現されている。これは、近代の自由民主政国家においては政治と経済社会の領域とは組織的にも機能的にも分離し、「国家」は「公的」レベルに属する統治の機構であるとともに、ひとつの「社会空間」でもあるという理解に発している。こうした二元性の「分離内統一」において、政治がシステム化するだけでなく、それが正統性を帯び得るためには、多様な代表形態を媒介とした秩序維持機能が自由民主政の政治体制の一般的機能条件とならざるを得ない。こうした「国家」における二元性の連関を明らかにしないと、経済社会的・文化的レベルにおける脱国民国家的現象の内実を補足し得ないまま、経済社会関係の越境的連鎖化を、あるいは「グローバル化」をもって「国家の退場」論や「世界国家」論を呼びださざるを得ないことになる。というのも、越境型連鎖化の過程においても「国家」はこの分節の連接化の結節点に位置しているからである。

所与の諸関係は能動的・有意的アクターの“意思”や“認識”を媒介とすることで構造化する。また、諸関係は体系的に制度化され、ルーティン化すると機能性を帯び¹⁰⁾、アクターは一定の系統的で可視的な行動を示し得ることになる。「国家」とは、社会諸関係の「間主観的」カテゴリーであって、そのかぎりでは非物質的存在であるが、諸関係が制度化され、構造化を帯びると“実体”に転化する。「国家」は社会的諸関係の抽象であるが、統治機構を媒介とすることで、ひとつの「社会空間」として具象する。この「社会空間」は、経済・文化的レベルでは機能性を異にする組織体と地縁的・血縁的レベルでは自然性を基盤とする結合体との政治的複合体であって、そのかぎりでは、統治機構と「社会空間」は存在論的には

個別の次元に属しているとしても、後者は政治機能をもって自立化し“幻想的実体”として有形化する。すると、個別性と全体性が“ヤヌスの相貌”において同一の言語象徴に括られ、重畳化していることになる。換言すれば、部分が全体を表徴したり、あるいは、全体が部分と同視されるという論理が潜在し得ることになる。この視点からすると、両者の連関化が求められる。

「資本」が“社会関係”の物象化であるのと同様に、「国家」は領域型諸関係の観念形態である。換言すれば、個別の社会諸関係を体系的に脈絡化し、一定の全体に体系化されている「社会空間」を表徴する言語象徴が「国家」である。それだけに、「国家」は政治分析の対象となるし、ならざるを得ない。ひとつの社会的編成（「社会構成体」）は、他との区別において、ひとつの「全体」を構成している。この実体は分析的・存在論的には社会的・経済的・政治的次元に区分され得るし、それぞれの次元が機能的に制度化されることで相対的自律性を帯び、固有の役割を果たしているとしても、各システムは個別の矛盾を内包しているし、他のシステムとの齟齬を呼ばざるを得ない。それだけに、こうした個別のシステムを全体として政治的に凝集し、社会的に編成する諸制度（諸機能）が、また、これを媒介する「言説」が求められることになる。

他方で、「国家」を社会の政治システムであるとすると、社会の機能的・機構的「部分」に過ぎないことになる。この「部分」によって所与の社会諸関係が編成され、再編成されると、ひとつの体系的「全体」が形象化する。「国家」はこの“全体”を表徴する概念であるが、系統性と組織性を帯びることで社会の「部分」の複合的総体以上のもんとして現われる（存在論的ホーリズム）。これは、代表制の原理において被代表者が代表者として再現されるという「代表」と「被代表」との理念型にも似て、「国家」が諸部分を全体的に表徴することで、所与の諸部分を観念的に「総括」する。だから、近代の資本主義国家は、「資本主義社会のなかの“国家”」と「資本主義国家」という二重の姿を帯び、前者を分析の対象とす

ると、「国家」は“道具性”を帯び、資本主義的社会諸関係と「国家装置」との相互関係が、また、後者に力点を置くと、資本主義国家をひとつのシステムと見なし、その組成の構造的論理と複合的構成が分析の対象とされる。そして、社会諸関係の凝集体としての「国家」が国際関係に投射されると、「国家」は擬制的人格としてアクター化し、個人と国家とのアナロジーにおいて「国家」間関係の同相的パラダイムが導かれることになる。国際関係論における「ホモロガス国家崇拜ステイタロトリー」論は、こうした脈絡に発している。

「構造」とは、所与の時間的・空間的次元における諸関係の分節内接合のことであって、制度化されることで一定の形状を帯び得る。また、「制度」と「行動」とは相互組成関係にあり、制度はアクターの行動を制約しつつも、アクターは秤量をもって制度を再構成していると言える。この視点からすると、政治的諸関係を含む社会諸関係が複合的に構造化することで、ひとつの「歴史的ブロック」が形成され、このブロックを軸として固有の「政治社会プラス市民社会」像が形成されるとともに、他の「社会空間」から相対的に自律した関係論的存在が実体化する¹¹⁾。「国家」は政治的・経済的・社会-文化的関係が一定の時空間において複合的に一対化しつつ、「共振動」のなかで“同時進化”する時間的・空間的マトリックスである。

「国家」とは、ひとつの意識形態であるという点では「上部構造」であるとしても、メタファーとしての「上部構造」の概念は「法的・政治的」次元のことであるとすると、「国家」は「法的・政治的」上部構造を含む社会的諸関係の実体的存在の物象的表現である。というのも、諸関係は構造化することで有形化するからである。また、「政治社会」と「市民社会」とは分析的に区別され得るとしても、両者は複合的構造にあり、政治的諸関係は「市民社会」に浸透し、後者は「国家」をもって自らを代表(表徴)する。「強制の鎧をつけたヘゲモニー」というグラムシの「統合国家(integral state)」の規定は、政治的次元が「市民社会」の諸システムに入り込み、ヘゲモニー関係を媒介として位階的に編成するとともに、「最終

審級」としての「国家装置」においては強制力（鎧）をもって自らの統治が担保されていることを指している。したがって、「市民社会」レベルにおけるヘゲモニー機能が不全化し、あるいは、その傾向が現われると、「国家権力」は市民社会を吸収し、“強力装置”に転化する。また、「ヘゲモニー」とは「強制と同意」の複合的契機からなるとしても¹²⁾、“同意”には是認とアパシーの、あるいは諦観と抵抗の複合的「対立的意識」からなるだけに、局面を異にするなかで、いずれかが相対的に強力で作動していると言える。したがって、ヘゲモニーは不断の“正統化”の過程に服しているし、“戦略”や企図も介在せざるを得ない。それだけに、「国家」の相貌と位相は、現実的にも歴史的にも、あるいは、局面と個別国家を異にすると多様な形相を示すことになる。この点は「資本主義国家」についても妥当することであって、その政治レジームは多様であったし、あり得ることである。だから、視点と方法を異にして、その理論的潮流も交差と対立を重ねているのであって、この意味では確定的「国家論」を設定することは、その理論的豊富化の停止を呼ぶことにもなりかねない。

「国家」の概念には諸次元が複合的に絡みついていて、相互の対応性と補完性のなかで、例えば、ヘーゲルの「人倫的共同体」に、あるいは「国民国家」の概念に見られるように、単なる部分集合を超える実体として現われる。「国家」という言葉は極めて論争的な概念であるが、ここでは「国家」を構成している諸関係を分析的に「社会経済領域」と「政治権力領域」に、そして、後者を「機能レベル」と「機構（制度）レベル」に分けておこう。その諸次元は個別性を帯び、分析的には分離され得るとしても、存在論的には複合的諸関係の接合において構造的に一体化している。また、“機能”と“機構”は分析的区別であって、一定の目的を実現し、あるいは実施しようとする、組織的制度化が求められるわけであるから、制度化されることで機構化するとともに、人的担い手によって機能し得ることになる。これは、「国家」の概念は所与の空間に区切られた社会経済的・政治的諸関係の総体を徴表しつつも、この総体においては政治と経済

社会とが制度的・組織的に区分されることで各々が相対的に自律的な次元を構成しつつ、「国家」に包括されていることを意味している¹³⁾。この脈絡において、社会経済的諸カテゴリーは集合体に括られ、その個別性を捨象して「国民」として、あるいは「市民」として現われる。換言すれば、社会的諸個人を私的権利の保有者として私的領域にとどめつつ、他方で政治的権利の保有者として“市民”に変え、「国家」は両者を統一的に包摂することで諸個人を「国家」において再現する。この脈絡において社会経済的・職能的存在は捨象され、個別的利益は特殊利益に解消されるとともに、“公益”は「国益」に転化する。法律が“秩序”と“正義”の原理において「国家」に担保されざるを得ないのは、こうした社会的機能の必要に発し、したがって、法律は資本主義的経済社会体制の編制化の不可欠の前提条件となる。プーランザスの「孤立化効果 (isolation effect)」ないし「個人化 (individualization)」や「統一化効果 (unifying effect)」という概念は、こうした「国家」機能の認識を背景としている。

経済社会関係は歴史的に可変的であるから、「国家」の形態も変化に服することになり、両者は共振動のなかで同時進化の過程を辿っている。「国家」という言葉は社会諸関係を領域的に包括する「言説」であり、諸関係を空間的に包括するための概念装置であるが、この社会関係の包括機能は所与の「統治機構」をもって経験的に“秩序”づけられていることになる。だが、この関係は「権力 (power, *pouvoir*)」という契機を欠いては成立し得ない。したがって、「国家」という存在は「統治機構」という「権力装置」を不可欠とし、この機構に“権力”が埋め込まれることで成立し得ることになる。「国家」はこうした「機構」と「権力」の複合的構成となって現われ、「国家の機構」として具体化する。この点について次に辿りみておこう。

(2) 「社会空間」概念

M. マンはウェーバーの「国家」規定を踏まえて、「国家」とは「(1) 諸制度と要員の分化した組み合わせであって、これが(2) 政治的諸関係を中心から放射するという意味で中枢性を具有し、(3) その対象は領域的に区分された圏域であって、(4) この圏域に対して、この組み合わせが物理的強制力の独占に依拠して、権威的な拘束的決定を独占的に行使する」とし¹⁴⁾、4つの「国家」の構成要素を挙げている。これは国家の制度的・機能的規定であって、「国家権力」の基本的手段とその発動メカニズムから「国家」を規定していると言える。だが、「国家」という概念は空間的に区切られた社会諸関係の統一的徴表でもある。また、これを政治的に区切っている「国家装置」は制度化された機構であって、「制度」には社会諸関係やグローバルな関係が刻印されている。したがって、関係論的視点からすると、「国家」を「領域的・空間的」次元と政治の「機構的・権力的」次元とに区別し、両者の統一的アプローチが求められることになる。「グローバル化」時代においても「国家」ないし「国民国家」が、なお、世界システムの基本的単位であるだけに、“グローバル化”と「国家」の問題の検討に際しては、まず、「国家」の概念について一定の系譜学的理解が求められることになる。

「国家 (state)」という言葉は、系譜学的には、ラテン語で社会的地位を意味する「スタトゥス (status)」に発し、マキャヴェリの『君主論 (*Il Principe*)』(1532年)の「スタト (stato)」に至って、君主 (主権者) とその政治レジームを指すことになった。この言葉にはルネサンス期の都市や諸侯のあいだの戦争下において、統一イタリアを志向するという意味が込められていただけに、目的実現のために“理性”を駆使するという為政者の“技術”が強調され (いわゆる“マキャベリズム”), 「国家の理性 (reason of state, *raison d'état*)」をもって“国家”の自己存在の自律的根

拠が含意されていた(「政治的リアリズム」の論理的淵源)。また、ルネサンス期のイタリアにおいては、自治型共和主義の政治理念を背景として「国家」とは市民の自由の「状態」を、つまり、自律的コミュニティ(「民会」型政治団体)のことであるとされ、共通の問題に対処するための政治的権力のことであったとされた。この脈絡からすると、概念的には、政治と社会が同一平面を構成するという状況(「政治社会」と社会から分離した政治的状況とが同一空間において重層化していたことになる。

ボダンの『国家論(*Les six livres de la Republique*)』(1576年)はモナルコマキとの対抗のなかで国家と「主権」とを結び付け、ホブズは平和への理性的判断から、方法論的個人主義をもって“リヴァイアサン”という人為的構成(国家)を導いている。ホブズにおいて、社会の要素還元主義的存在論と「合意」を媒介としたコモンウェルスの「国家」観のプロトタイプが提示される。『リヴァイアサン(*Leviathan*)』(1651年)の口絵が象徴しているように、王権と社会との二分論において、ひとつの「政治社会」が描かれている。この「コモンウェルス」像においては、社会のアナキー性の克服をもって統治権の“公的”性格が導出されるとともに、この統治権によって包括された“脱人格的”国家観の起点が原的に設定されている。そして「ウェストファリア条約」(1618年)に至って、君主は領土と臣民を一体的に統治する「主権者」であり、その人格的体现者であるとする「君主」主権型政体が体制化する¹⁵⁾。こうして、「国家」の理念は17世紀絶対王政期の主権国家体制において英仏の国璽尚書の公用語となる。また、ローマ法においては「公/私」の領域が区別され、「国家」は「公法領域(*staatsrecht, jus publicum*)」の総称語として使われるとともに、公的領域を管理する行政機構が自立性を帯び、官房学が「行政学」化する。この系譜からすると、英米のリベラル型国家観と大陸の公権力型国家観とでは、統治と社会との緊張関係のなかで国家の理念を異にしつつも、「国家」には“コモンウェルス”型の「政治社会」と「統治機構」の概念とが重なっていたことになる¹⁶⁾。

ほぼ市民革命期に至って、この政体における「主権者」は“人民”（「国民」）へ移行する。そのことで、「国家の人民化」と「人民の国家化」が起こるとともに、「法治国家」観において、法が政治を制約するだけでなく、政治（国家）が法の排他的創造主体でもあると考えられることになる（法の政治化と政治の法制化）。さらには、住民は「領域」をもって「国民」に括られることで「国民国家」と「国民経済」の基盤が敷かれることになった。それだけに、政治の民衆化と資本主義の展開とも相まって、個別的にも「人口」的にも所与の“国民”を統治することが重要な課題となる。また、「法律」をもって経済社会活動の予見性と計測可能性の原理が設定されるとともに、経済社会システムの維持という点から政策的・イデオロギイ的正統化機能を不断に果たすことが求められることにもなる。こうみると、「国家」の概念は歴史的脈絡のなかで、文字通り多様な意味変化を経つつも、「基底概念」として存続したと言える¹⁷⁾。

ウェーバーの「国家」概念が現代的用法の起点であり、「国家」概念の基礎とされることが多い。その規定に従えば、「持続的に活動する強制的政治組織（*politischer Anstaltsbetrieb*）が“国家”と呼ばれることになるのは、その行政スタッフが秩序を強制するにあたり、物理的強制力を正統的に行使し得ることを独占的に主張し得るかぎりにおいてのことである」とされる¹⁸⁾。この規定は「国家」を権力の組織ないしメカニズムであるとし、その特徴は他の社会組織と違って、その要員が物理的強制力を独占的に、しかも正統的に行使している場合に限られていることになる。これは、いわゆる狭義の「国家」概念に照応し、この脈絡において「正統的支配」の諸類型が設定されている。この規定が「権力政治」の概念（“力は正義なり”）に結びつくことになったにせよ、「国家」には“強制”の契機が含まれていると言える。だが、「強制的政治組織」によって空間的に区切られ、行使の対象とされる社会経済的諸関係との関連の原理的説明が必要とされる。また、「公／私」区分は現代国家の機能的・組織的多岐化のなかで不分明化し（「グレーゾーン」の増加）、準国家的アクターの多様な政策

の形成と執行のネットワークが形成されているだけに現代国家のトポロジーが求められている¹⁹⁾。

「自由主義国家」観は生成期の資本主義的社会構造を背景とし、「警察(治安)型国家(Polizeistaat)」観や経済社会への介入主義と対立しつつ、同時進化の過程を辿っている。これは、「政府」とは財産所有者からなる「市民」^{シチズン}の財産権を内外の侵犯から守るための機構であって、そのために「治安と軍事の権限」が賦与されているに過ぎないと見なされ、「市民」間の自由競争の原理の維持と他国家との対抗において領域を保全することが「公共利益」ないし「国益」であると理解されることになった。これは、市場経済型社会の存続に「公益」の理念を求め、この社会によって「秩序」が維持されるべきであって、「政府」はそのなかで浮上する諸問題を処理するための制度的機構に過ぎないと見なされたことを意味している(「プラグマティック国家」観)²⁰⁾。この脈絡において、理念型としてはあれ、政府と社会との制度的・機構的二分論が生成するとともに、「権力(power)」の強制ではなく、「自制と自恃」型の個人像に、いわば、内発的自己創造に社会の「支配(domination)」観が設定され、さらには、「国家」の社会への“寄生性”も読み取られることになった。こうした自由主義観が土壌化し、日常実践と化し得る代表的地域がアメリカ合衆国であったと言える。

アメリカ合衆国は、T. ジェファソンの言葉を引けば、「自由の帝国」として成立している。これは、封建的国家中心主義の遺制が相対的に弱く、「自由の祝福の続くことを確保する目的」(合衆国憲法「前文」)から、基本的には移民によって、この国家が創造されたことに負っている。そして、「国家構成」という制度論的視点からすると、連邦国家という複合国家をもって基本的社会問題の解決を諸州(邦)の“ガヴァナンス”にとどめ、州際間や国家間の問題を中央政府に委ねることになった。こうした反国家主義的リベリズムがアメリカの伝統的政治文化となり(「多元主義」の規範化とモデル化)、その政体理念を形成することになったが、その後の

歴史において中央政府の役割が大きくなるし、その必要にも迫られるなかで、連邦政府の機能的・組織的多岐化とリベラリズムの組替えとは同時進化の過程を辿らざるを得なかった。この点は、「国家」からのと「国家」による「自由」とも呼ばれているように、リベラリズムが資本蓄積と正統化との緊張関係のなかで、自らの内実を、したがって、政府の機能と形態を変えざるを得なかったことにはうかがい得ることである。

社会諸関係を空間的に限定し、「統治機構」がその凝集化の役割を果たしていたことに鑑みると、「政府」の諸実践のなかで近代「国家」が組成され、他との区別において「国家」が国際システムの基本的構成単位と見なされることになったと言える。これは、国際関係において「国家」が人格的に具象化し、領域（領土・領空・領海）に空間的に区切られた主権的アクターとされたことにもうかがい得ることである。こうして、「国家」は「領域型権力容器（bordered power container）」の姿を帯びることになった²¹⁾。「国家」が“容器”性を帯びざるを得ないのは、顕在的・潜在的資源を含んだ土地が人々の生活空間であり、基本的労働対象であって、こうした地理的空間に居住する人々の社会経済的諸関係を「領域」として政治的に秩序づける必要があったからであるし、現に、その制約を免れているわけではない²²⁾。また、こうした社会経済的諸関係を他との区別において空間的に包括し得るには、強制力のみならず同一化の固有の修辭や訓育の機能と機構も必要とされる。その位相は時間と空間を異にして多様であるだけに、個別の「国民国家」形成史の相対化が求められるが、「統治」機能をもって経済社会諸関係が一定の規模と範囲で組織され、区画化されることで「国家」がその包括的単位であり、「国益」を具現するアクターであると想定されることになったと言えよう。こうして区画化されたアクターは、他のアクターを前提とし、自らに「主権」を帰属させることで「国家主権」の概念が成立する。

いわゆる「リアリスト」ないし「ネオ・リアリスト」の国際関係のパラダイムにおいては、「国家」は自らの「効用（utility）」（「国益」）の最大

化を志向する合理的アクターであるとされる。これは自己利益追求型個人像の演繹的モデルである。このパラダイムにおいて、国際関係は「主権国家」間のアナキー状況であり「権力政治 (power politics)」の場であると考えられるところから、こうしたアクター間の「権力の均衡 (balance of power)」が求められることになり、軍事技術の“革新”が新しい不安や不安定を増殖するという“逆説”を生み続け、あるいは、「覇権安定 (hegemonic stability)」型のグローバル体制論が求められることになる²³⁾。したがって、このモデルは「恐怖の均衡」論に、あるいは、覇権国を軸とした「位階的編成」論と結びつく。また、「効用」の最大化を志向する「合理的選択」が集团的“不合理”を呼ぶように、「主権国家」の“合理的行為”が環境破壊などの「共通財の惨状 (tragedy of the commons)」を呼ぶという「合理的行為」の“逆説”も浮上する²⁴⁾。「合理的選択論」は、個別アクターが最大の「効用」を選択するという“目的 手段”合理性の仮説に依拠しているが、このアクターは自らの環境について十分な知識を持ち合わせているわけではないし、その結果についても十分に予測しているわけではない。また、所与の基本的な組織的枠組みを前提としているだけに、個別アクターの「合理的選択」が集团的には全体の合理的選択に連なるとは、必ずしも言えない。いわゆる「公益」や「公共の福祉」の概念には、こうした個別的・私的利益に発する「合理的選択」の逆説の予防的観念が含まれていると言えようが、私的・個別的利益の行使とは不断の緊張関係にあるし、偶発性も免れ得ない。

統治集団と統治機関は所与の時間と空間において、制度を媒介とすることで社会諸関係を「国家」に編制する。その形態は歴史的固別性を反映して、国家構成 (state-formation)、国家形態、統治形態の点では多様な姿を帯びつつも、ひとつの政治システムに編成されることになる。その編成原理が社会に浸透し、間主観的な「文化的ヘゲモニー」として日常化することで、一定の規模で集塊した社会システムが成立する。これは、いわば経済社会諸関係の政治的“囲い込み”であって、この脈絡において国家は

「市民社会プラス政治社会」という表象を帯び、自然的物体に対比される政治的組織体という意味では権力空間の具体的基体と化すことで、ひとつの国民的「政体（body politics）」となって現われる。この脈絡において、近代の資本主義国家は社会の一般的利益を体現する“主体”の姿を帯び、社会経済的権力は国家装置において「公的権力」に転化する。

ラスウェルとケーブランの共著『権力と社会』（1950年）は「国家」を「ひとつの主権型領域集団（sovereign territorial group）」であると、また、「政府」を「統治者の実践のパターン」であるとしている²⁵⁾。この点では、遠く W. W. ウィロビー（Willoughby, 1867-1945）が「国家」と「統治体」（組織体としての政府）との同一視が政治哲学者の混乱の原因となったと指摘していることも想起すべきであろう。また、ほぼ同時代人にあたる H. ラスキ（Laski, 1893-1950）は「国家自体が現実的に行為することはなく、その政策を決定する能力をもつことになった人々によって代理される」との認識をもって「集権型主権国家」を批判し、「自由主義」の擁護において国家の多元主義的構成（「多元主義国家論（pluralist theory of the state）」を展開している²⁶⁾。この限りでは、「政府」と区別される「国家」の社会的編成は、少なくとも「自由主義的資本主義国家」においては、記述的にも“多元的”であると言える。こうした指摘からも明らかのように、「国家」と「政府」（ないし「統治機構」）とは概念的に区別すべきことになる。というも、「政府」ないし統治機構がこのシステムを「国家」として位階的・体系的に秩序づけているのであって、両者は概念的にも分析的にも区別すべきであるからにほかならない。そうでないと、「グローバル化」とは、政治的・経済社会的・文化的越境型連鎖化の過程であるだけに、この状況に占める国内の社会経済的変容の内実分析や「グローバル化」に占める「政府」の機能や“グローバル・ガバナンス”における「国家」の位置も不分明なものとなりかねない。

この点を踏まえると、一定の空間において社会諸関係の政治的組織体が存在しているとき（「国家存在」^{ステイトフッド}）、意味論的には、この指示対象を「国家」

という言葉(言語表徴)で表わしていることになる。だが、この組織体が形成されるには「権力」の契機を媒介とせざるを得ないし、「権力中枢」の政治機能も必要とされる。また、意思をもった総体的「エンティティ実 体」として表象され得るには社会諸関係という“内実”の「リプレゼンタティブネス代 表 性」を媒介とせざるを得ない(関係の具象化と具象の関係性)。その媒介項が統治機構(「政府」)であり、国家形成史の近代的形態においては「政府」という「オーガニゼーション組 織 体」が所与の領域において他の社会的組織体から分化し、一定の自律性を帯びた強制装置として、つまり、公的権力の行使主体として現出し、「政策ネットワーク」と「戦略」をもって“統治”という固有の機能を果たすことになる。また、西欧近代史の脈絡からすると、諸個人の社会諸関係を捨象し、エスニックな契機と宗教的・文化的契機を政治的・法的に包括することで「ネーション国民」とし、その人格的表現を「主権者」に求めることで近代の国民主権型国家が形成されている。これは、「社会」を住民(人民)の人為的・人工的組織体(人格的擬制としての「ソーシャル・ボディ社会 体」とし、その構成員を「国民」に包括し、これに「主権」を帰属させたことを意味する。かくして、「住民」はローカルなレベルで日常的に規律化されるとともに、「国家装置」によって納税と教育や兵役の義務をもって個別的存在は全体として“国家”に包括され、「国家」をもって表象されることで「ネーション・ステイト国民 国家」(「国民型国家」)が現出する。この歴史的運動において、自生的パトリオティズムはナショナリズムへと転化し、ナショナリズムが「国民的(民族的)精神」となることで、イデオロギー的には強力な心理的ヘゲモニー作用を果たすことになる²⁷⁾。この脈絡において「国家」と「国民」の両概念の融合が起こり、「国家」は国民の表象と化することで幻像化し、物神化することで支配 被支配関係は捨象され、「国家」に昇華することで理念化する。

国家・国民・統治機構が一対化することで、経済・社会諸関係を展開するための、また、政治的实践を制度化するための基盤が敷かれ、「公的(全般的)利益」を「国家」に接合するための条件が設定される。かくし

て、国際政治（国家間政治）は国民的生存の対抗と競争の場と化し得る（「競争国家」）。とりわけ、「グローバル化」の局面に至っては、技術革新を軸とする「知識基盤型経済」の強化が求められ、また、国際資本の流動性が深化するなかで「比較優位」をめぐる競争は激化する。この脈絡において、財政を徴税に依存する「国家」は企業税率の引き下げ競争を強いられることで（リンドブルムが提示した「ビジネスの特権的地位」）、国際関係は不安定化するだけでなく、福祉関係予算の削減政策に訴えざるを得ないことにもなる²⁸⁾。

社会的分業体系は「国民経済（national economy）」として「国家」によって包括され、また、経済活動は法体系において規範化される。こうして「国家」は社会経済関係の構造化の形而上学的“効果”を帯びることになる。「国家」による“総括”とは、こうした社会経済関係と社会経済的諸勢力の政治的決済と包括化のことである。だから、戦争などによって「国家」が解体したり、他の国家によって吸収されないかぎり、政権が変わったり統治機構の改編が繰り返されつつも、所与の社会空間において「国家」は存続することになる。

アイデンティフィケーション
「自己確認」は他との関係において、あるいは、他の認識において成立する同一化の心理であるだけに、他との矛盾が顕在化すると“排除”の観念と結び付いて、ゼノフォビアにとどまらずジェノサイドにすら倒錯しかねない。だが、ナショナリズムはインターナショナリズムを前提としている。そうでないと、論理的には、ひとつのナショナリズムしか存在しないという自家撞着に陥ることになる。これは、遠く、F. リーバー（1800-72）がナショナリズムとインターナショナリズムは同一コインの両面であると指摘したことでもある²⁹⁾。住民は「国民」として「国家」と、さらには「国家権力」と自らとを一体視するという心理を宿しつつも、「国民」と「国家」とは経路依存的な接合形態であり、ひとつの「対立的統一」のなかにある。それだけに、「国家」によって包摂された諸民族は分離の運動を、あるいは「国家」内少数民族の“排除”の志向を内

在している。とりわけ、「グローバル化」は社会経済構造の流動化と既成の再生産関係の再編を迫るだけに、柔軟性や競争力に欠ける職種や階級の貧困化とその固定化は、競争の激化や社会的流動性の低下と結びついて社会的凝集性の弛緩を呼ぶだけでなく、少数民族の抑圧にも転化しかねない³⁰⁾。さらには、「愛国主義」を企図とすることで社会的マイノリティを排除したり、国民を二分するという分断型統合策に訴えられることにもなる。

以上のように、「国家」とは、一定の社会諸関係を「領域」をもって総括している関係論的実体を表徴する概念である。だが、このように組織され、実在化し得るためには、社会諸関係から分化し、これを統治する自律的な政治的“装置”(「政治権力機構」)が求められることになる。R. ミリバンドが「政府は国家の名において」自らを語ると、また、「国家権力」は政府の諸制度に帰属し「その指導的地位にある人々によって多様に行使されている」とするのは³¹⁾、「国家」がひとつの表徴(抽象)であって、その現実的・具体的形態が「統治機構」にほかならないからである。したがって、「国家」の分析は、経験的レベルでは国家の「統治機構」の組織と作用の分析と結びつくことになる。

(3) 「統治機構」概念

「権力」行使の“場”は、分析的には経済、イデオロギー、政治の各レベルに類別化され、「経済権力」は財貨の所有の有無や大小に、「イデオロギー権力」は法律や慣習の規範性による“支配力”に、そして、「政治的権力」は“物理的強制力”に発するとされる³²⁾。また、経済と社会集団レベルにおける「権力」の形態は、国家権力との対比において「社会的権力」とも呼ばれている。だが、「権力」概念については、「自由」の観念の場合と同様に、規制的・消極的理解と創造的・積極的理解とが交差しているし、その「正統化」論についても多くの検討が蓄積されている。さらに

は、「グローバル化」のなかで権限の越境型機関への部分的委譲傾向が強まるとともに、非制度型の“ガバナンス”による“秩序”の創出機能に着目することで「構造的権力」や「メタ権力」という概念も浮上している。そして、国際関係論における「コンストラクティヴィズム」においては、社会的・政治的世界は間主観的「コンストラクション構 成」の所産であるという視点から「規範性」の契機も重視されるようになってきている。

S. ルークスが「権力の諸相（faces of power）」を3つの次元に分けているように、あるいは、フーコーの権力の“偏在性”について議論が交差しているように³³⁾、「権力」概念をめぐる論争が繰り返されている。ルークスは「権力」の3つの“顔”を挙げている。ひとつは行動論的権力観である。この権力観は権力を個人ないし集団の属性（ホップズの「所有物」の認識に発する能力観）であって、その現実的「効果」ないし「影響力」の視点から捉えるべきであるとし、このパースペクティブから能動的主体と受動的対象とは「ゼロサム」の関係にあるとする。このアプローチが決定過程に投影されると、統治機構の人的契機が重視されることでアクター中心型の「道具主義的」権力観と、あるいは、「入力中心型」の権力観と結びつく（一次元的権力観，決定過程中心主義的因果論³⁴⁾）。こうした行動論権力観とならんで、エリート主義的視点から「非決定（non-decision making）」の概念が提示されている。これはアジェンダ設定に占める潜在的に敵対的な価値を排除するという決定の理論である（二次元的権力観，一次元的権力観の経験主義的変形³⁵⁾）。これにたいし、ルークスは「三次元的権力観」を挙げ、形式的政治領域と非公式的政治過程と並んで「選好（preferences）」ないし「インタレスト関心」が、いわば、意識や主観の形成過程が重視されるべきであるとする³⁶⁾。この権力論は「刺激 反応」型行動論的多元主義とは別のパースペクティブを提示していることになる。ここからルークスは「社会的に構造化され、文化的にパターン化された集団の行動」という視点を提示するのであるが、この権力アプローチは深められることなく、権力の概念は個人（集団）間関係における影響力の行使

(行動の規則性)にとどめおかれている。

「権力」とは「影響力」を行使することであるとしても、その能力と実践は関係性と経路依存性を免れ得ず、基本的規範と行動準則にコード化された「制度」を媒介とすることで所与の構造と行為を規定する。また、戦略や政策を媒介とすることで行為の領域を設定するという創発的契機も含まれている。行動論的視点からすると、「権力」の範囲は強制のような可視的・直接的次元にとどめおかれるが、制度化されることで構造化するわけであるから、潜在的・間接的次元においても機能し得る。権力には制裁と威嚇のみならず、説得と誘導の、さらには、合意や応諾の契機が含まれるのは、人々の相互関係が規範や価値を内在する社会諸関係によって構造化されているからである。この脈絡からすると、分析のアプローチが直接的次元に据えられると行動論的・人格的理解に、また、間接的次元に据えられると制度論的・構造論的理解に傾くことになる。

「国家」において組織された政治権力が「国家権力」であり、所与の「国家」を統治する「権力機構」に組織されることで統一性を帯び、社会権力と複合化しつつ当該の経済社会関係を「国家」的規模で重層的に編成する³⁷⁾。「資本主義国家」とは、こうした諸システムの抽象であって、歴史的・個別的脈絡を異にしつつ、文化的・経済的諸関係との複合的接合において、ひとつの「国家」として実在する。この「国家」の経済的諸関係は土地・貨幣・労働力などを擬制商品とし、資本の「欲求(needs)」と“市場”を媒介とした交換関係を基軸とする社会的編成原理に依拠している。この視点からすると、資本主義的経済関係が脈絡化することで構造化し、諸行為主体はこの構造において行動していることになる。また、資本主義経済は生産手段の所有関係を基礎としているだけに、「経済的権力」をもって所与の経済社会関係を自動的に「秩序」づけ、「支配 従属関係」のなかで「イデオロギー権力」を行使しているように見える。だが、資本主義の生産と交換の、また商品循環の過程と関係には諸矛盾を内包しているだけに、この経済社会システムの維持と展開には「公的権力」による介

入と正統化の機能を伴わざるを得ない。「国家」が“被説明項”となるのは、この脈絡に発している。社会経済関係の凝集化機能を「統治機構」が果たすことで³⁸⁾、「国家」の機構は社会から相対的に自律することで「国家化」するだけでなく、この「国家」によって政治的・社会経済的諸関係が総体化し、所与の諸関係は物象化する。

社会経済的諸関係は自然的結合関係を基礎に私的契約関係を組織することで、規律性と位階制を帯びる。この関係は経済的・社会的“制裁”の契機を宿している。また、イデオロギー的権力をもって個人と集団の主観的意識を規範化することで「ソーシャルゼーション社会化」してもいる。だが、こうした社会経済諸関係は諸矛盾を内包しているだけに、各レベルが対立の“場”となり得るし、統治機構レベルでは経済的支配集団と政治権力の担い手集団とが対抗したり、社会諸集団が「圧力団体」として政治化し得る。それだけに、「ステイト・アパレータス国家装置」はネットワーク化することで、こうした諸矛盾や社会的圧力に対応し、所与の社会諸関係を包括的に編成せざるを得ないことになる。この脈絡において、「国家」は「執行機関を頂点とし、程度の差はあれ、それなりに調整された行政・治安・軍事の各組織の装置」として現われる³⁹⁾。換言すれば、ひとつの社会構成体の諸システムの接合の様式と形態は時空間や政治文化などを異にして多様であるが、各システムは内的にも相互関係においても対立と競合の関係にあり、システム論的視点からすると、「ディスオーガニゼーション脱組織化」の危険を内包していて、それが顕在的に意識されると“危機”論として浮上する⁴⁰⁾。以上を踏まえると、「資本主義国家」はどのような脈絡と接合様式において「資本主義的」形態となって現われるかという構造的問題と結びつかざるを得ない。この問題については、すでに多くのアプローチや説明が蓄積されているので、「統治機構」を「国家」の“具体的・現実的”レベルとし、方法論の視点から、この機構と社会経済関係との連関に関する諸理論を整理しておこう。

政治の分析方法という点では、「構造 (structure)」よりも「機能 (function)」に、「制度 (institution)」ないし「装置 (apparatus)」よりも

「過程 (process)」ないし「実践 (practice)」に焦点が据えられると、総じて、システム論や機能主義的行動論に、あるいは、アクターの志向性を重視する「^{インテンショナルイズム}意図主義」的理解に傾くことになる。そして、「行動・構造論争 (agency-structure debate)」における説明の視点からすると、「構造主義が決定論や機能主義に、あるいは、目的論 (teleologism) に傾くのにたいし、「意図主義」においては、非決定性や偶発性が強調され、主意主義と方法論的個人主義の傾向を帯びることになる⁴¹⁾。

G. モスカ (Mosca, 1858-1941) や V. パレート (Pareto, 1848-1923) のエリート理論の特徴を心理学的説明に求め得るとすると、ミルズ (C. W. Mills, 1916-62) の『権力エリート』(1956年)は「社会構造の戦略的支配地位」(経済・政治・軍事のレベル)と、こうした「管制高地」を占めるエリートの結合関係と互換性から「権力構造」を分析しているという点では「^{ポジショナル}地位型分析」に属する。これにたいし「多元主義的政治」理解は、初期ダールにみられるように、実業家・労働組合・政治家・消費者・農民・投票者など「政治的決定に至る多数の^{ローカス}場面」が存在していて、争点を異にして個別の対応体制が敷かれているとするとともに、その影響力の範囲も限定され、競合的であることをもって「支配エリート・モデル」は“準形而上学的モデル”に過ぎないとする。つまり、権力資源が制度的に集中していたり、少数のエリートによってコントロールされているわけではなく、争点ごとに“分散”しているとする⁴²⁾。権力資源の“集中”か“分散”かという点で、また、^{エージェント}行動主体(政治的アクター)を社会集団と支配機構のいずれに焦点を据えているかという点でエリート理論と利益集団多元主義とはアプローチを異にしつつも、経験主義的分析方法という点では視点を共通にしている。

確かに、「^{ステイトネス}国家性」の強弱という視点からすると、アメリカ合衆国は「自由民主政」のエトスが強力であるし、地理的空間の広さにも発して、その社会は多元的構成にあると言えよう。アメリカは「自由民主的政体」をレジーム原理とし、主観的意識の力学が強力に作動している。また、利

益集団が輻輳し、対抗力も機能し得る構造にあり、北欧諸国との対比において「弱い国家」とであるとされる。これは、いわゆる「英米型」と「独仏型」という国民国家の形成史における“道”の違いにも負っていて、経済社会機能が秩序維持とシステム化の主要な位置にあり、経験主義的政治アプローチからすると、「多元主義民主政」のモデルが設定され得る背景は存在していると言える。だが、こうした多元主義的・均衡論的政治モデルを厳しく批判した書が R. ミリバンド（Miliband, 1924-94）の『資本主義社会における国家（*The State in Capitalist Society*）』（1969年）である。

ミリバンドは、資本主義社会の“ルーリング・クラス支配階級”は「社会を支配するための道具として国家を使っている」と指摘し⁴³⁾、「国家装置」が社会経済的支配階級の政治支配の手段であることを強調しているところから、「道具主義的マルクス主義者」とであると、あるいは、その理論は国家装置の“植民地化”論に過ぎないとされることになったが、この位置づけは、その後の著作にあたる『マルクス主義と政治（*Marxism and Politics*）』（1977年）において国家の活動が「社会 経済システム」に規制されるとしていることにもうかがい得るように⁴⁴⁾、「道具主義的国家論者」で括ることは正しいとは言えない。むしろ、資本主義社会の階級構造との関連において「国家装置」の“手段性”を指摘し、その内的作動様式を機能性の視点から分析したとみるべきであろう。というのも、「国家装置」が「道具性」ないし「用具性」という手段的性格を帯びるのは、それが所与の社会関係を政治的に凝集し、一定の目的を遂行するための統治機構であり、制度化されることで権力機能の起動因として作動するからである。だから、ミリバンドの視点が社会的「正統化」機能にとどまらず、「国家エリート」のリクルートの様態や国家官僚制のイデオロギー的バイアスの記述的分析にも据えられることになったと言える。

ミリバンドは「ステイト・システム国家体系」という概念を設定し、(1) 立法・執行機関からなる「統治装置（governmental apparatus）」、(2) 官僚機構・公社・中央銀行・規制委員会からなる「行政装置」、(3) 軍隊・警察・情報機関からな

る「強制装置 (coercive apparatus)」、⁽⁴⁾ 裁判所・監獄などの刑法システムからなる「司法装置 (judicial apparatus)」、⁽⁵⁾ 州・都市などからなる「準中央政府 (subcentral governments)」がこれにあたる。そして、「国家権力」はこうした諸制度 (諸機関) に帰属し、その担い手が「国家エリート」であり、経済的支配階級と強く結びついているとする⁴⁵⁾。この脈絡からすると、「階級権力」は、「国家体系」に制度化された「国家装置」によって代表され (したがって、この階級が「統治階級」である必要はない)、多様な社会的“圧力”を受け、また、相互の調整を必要としつつも、基本的には、「国家管理層」(「国家エリート」) のコントロールに服することで、「国家」は「資本主義」的形狀を帯び得ることになる。これは「行為主体」型国家アプローチであり、「階級権力」と「国家権力」との因果的連関論であると言える。

他方、N. プーランザス (Poulantzas, 1936-79) のアプローチはミリバンドとの対比において「構造主義」的であるとされる。これは、社会構成体は政治・経済・イデオロギーの相互関係の「構造」とその複合的機能に依拠しているとの指摘に発している⁴⁶⁾。彼の用語には機能主義的含意も認められるが⁴⁷⁾、社会諸階級や社会的諸個人は「構造」の機能的担い手であるだけに、国家の諸機関と支配階級の利害とが符合することがあるにせよ、それは「諸構造の総体の結果 (効果)」であり、客観的な構造的必然性に負うものであって、個人的選好によるものではないとする (「構造的効果, structural effects」)。こうした「国家 - 階級関係」の「構造的必然性」からすると国家は社会経済的現実の“登録器”に過ぎないことになるが⁴⁸⁾、他方で、社会構成体には「階級実践」を内包し、対立と分裂や脱均衡化の契機を不断に伴うだけに、これに対処し社会的分業体制を生産・再生産する必要から「国家」は支配階級を組織化し、労働者階級を分断し再編するという政治機能を果たさざるを得ないとする。この脈絡において、国家は「集権的審級」ないし「社会構成体の統一の要因」として社会構成体の諸レベルを凝集するための「規制要因」として、所与の生産様式の構造的制

約性に服しつつも「相対的自律性（relative autonomy）」を帯び、その様態は「被支配階級の政治闘争」との関係において可变的であるとする⁴⁹⁾。国家の「相対的自律性」をめぐるのは消極的・積極的議論が交差した理論的問題であるが、「国家」には固有の権力リソースや潜在的力能が含まれているという点では、その装置は一定の“自律性”を帯びていると言える。だが、国家と経済とでは、その組織原理と領域を、また機能を異にしているし、一方を他方に還元するわけにはいかないが、両者は他者の存在を前提とし、ひとつの「政治社会」を複合的に構成しているわけであるから、その限りでは、それぞれが「相対的自律性」を帯びつつも、機能的・組織的個別性において因果的に連鎖化し、相互補完的対応関係にあるので、「階級権力」と「国家権力」とを分離すべきではないと言える。というのも、両者は分析的に区別され得るし、区別すべきであるとしても、存在論的には不可分の関係にあり、一方は他方を前提とする関係にあり、複合的相互作用において現象化するからである。換言すれば、「構造」は「主体」を欠いては組織化ないし「過程」化し得ないが、他方で「構造」は体系的に制度化されることで「行動」を方向づけることにもなる。

「国家」の分析アプローチの点で、ミリバンドとプーランザスには方法論の違いを認めることができるが⁵⁰⁾、これは社会現象における「構造」と「主体」との関係にかかわるアプローチの違いに発し、いわゆる「道具主義的」アプローチにおいて人格的作動因が、また「構造主義的」アプローチにおいて構造制約性が重視されることになる。この点は1970年代における『ニューレフト』誌上の「ミリバンド＝プーランザス」論争にもうかがい得る⁵¹⁾。パローは、この論争を主として「方法」をめぐる問題であったとし、その経緯を3つの局面に整理している⁵²⁾。第1局面（1969-70年）は、プーランザスがミリバンドの『資本主義社会における国家』を批判したことに始まる。彼は、ミリバンドの資本主義国家の分析が人格的「エージェンシー」に傾いていて、その因果的優位性を主張しているという点では人格間関係への経験主義的還元論に過ぎないとする⁵³⁾。そして、諸主体

が構造の人格的表現(「担い手」)であって、客観的構造に規定されていることを、また、社会の凝集化機能に占める国家装置と要員の“自律性”を看過しているとする。これにたいし、ミリバンドは、プーランザスの理解は「構造的超決定論(structural super-determinism)」であると応答している⁵⁴⁾。

第2の局面(1973年)はプーランザスの『政治権力と社会諸階級(Pouvoir politique et classes sociales)』(1968年)の英訳版(1973年)を契機としていて、ミリバンドは、プーランザスの方法を具体的局面の政治的分析を欠いた「構造主義的抽象主義(structuralist abstractionism)」に過ぎないと批判する。また、『共産党宣言』(1848年)の「全ブルジョアジーの共通の課題を処理する委員会」という「国家」規定に着目し、「共通の課題」という言葉は“特殊性”を前提としているし、「全ブルジョアジー」という概念は「個別の諸要素の全体的構成」を意味するものであって、この必要を充足しようとする「国家」が求められるわけであるから、この規定には近代国家の“自律性”の概念が含意されているし、制度(機構)は「構造」の転倒形態にほかならないとする⁵⁵⁾。そして、第3局面(1976年)に至って、両者の論争が「道具主義」と「構造主義」との論争であるとする方向に収斂しつつある状況を踏まえて、この論争はこの種の“ジレンマ”に括り得るわけではないとする。また、自らの認識論的立場が経験主義と新実証主義の、経済主義と歴史主義の批判に発しているとともに、ミリバンドの国家権力論は「ブルジョア社会科学と政治学の古くからの根強い概念に過ぎない」と位置づけている⁵⁶⁾。だが、この論争は決着を見ないままに、いわば“手詰まり”状態で終わり、プーランザスは1979年に若くして自死し、ミリバンドは1994年に亡くなっている。

この論争は「国家」の分析方法の点で多くの課題を浮上させ、いわゆる「マルクス主義国家論のルネサンス」を、あるいは、アメリカ政治学における「新国家論」の登場を呼ぶ触媒となったが、後に、ミリバンドが限定的ながらも、資本の要請という点から「構造的」とか「脱人格的」という

言葉に訴えていることに、あるいは、「いかなる政府も、無視したり避けて通ることのできない“構造的諸制約”が存在している」と指摘していることに鑑みると⁵⁷⁾、政治アクターが構造的に規定された「戦略的主体」であると判断するようになったと思われる。

「構造」と「エージェンシー起動性」をめぐる問題は、例えば、A. ギデンズの「構造化の理論 (structuration theory)」に⁵⁸⁾、あるいは、R. バスカーの「批判的現実主義 (critical realism)」(「社会分析のトランザクション相関作用」様式論)や M. アーチャーの「モフォジェネティック形態形成アプローチ」(構造と行動の相互作用に占める「時間」の契機の導入論)にうかがい得るように⁵⁹⁾、「社会的なもの」にかかわる存在論と認識論のレベルでは政治学に限らず、哲学や社会学においても主要な論争対象に設定されてきた問題である⁶⁰⁾。「構造」(政治アクターの環境)と「行動主体」との関係については、構造によるエージェンシーの規定性、エージェントによる構造の組成性、構造とエージェンシーの相互構成性という理解が論理的には成立し得るが、両者の相互関係の視点が、換言すれば、政治活動が政治的脈絡を、政治的脈絡が政治活動を形成する弁証法的関係の説明が求められる。

マルクス主義国家論の諸成果を踏まえて、B. ジェソップが一連の国家論を残している⁶¹⁾。彼は1970年代中期に「国家」研究を開始し、5冊の大著を書き、いずれも訳出されている⁶²⁾。この小論において彼の理論の全体をトレースすることは困難であるが⁶³⁾、その方法論的特徴を「戦略 関係アプローチ (strategic-relational approach)」に求めることができる。このアプローチは「社会構成体を構成している多様な諸関係相互の諸関係」の「構造的統一性」を「行動主体」の“戦略”との交差において分析しようとする考えに発している。この点では、マルクスが「人間は、自分で自分の歴史をつくる。しかし、人間は、自由自在に、自分でかってに選んだ事情のもとで歴史をつくるのではなくて、あるがままの、与えられた、過去からうけついだ事情のもとでつくるのである」と指摘していることを想起し得るであろう⁶⁴⁾。

単語を語彙化することで一定の意味を含んだ文章が成文化する。言語における“文法”のように、「構造」とは時間的・空間的「コンテクスト脈絡」のことであり、過去の戦略が集積した個別の現局面である。多様な政治的・経済社会的要素が政治文化を基礎に接続することで一定の配置状況が生成するし、制度化（機構化）されることで一定の可視的有意性をもち得る。この視点からすると、例えば、「資本主義社会」といっても、諸構成要素の複合的接合において成立するものであって、その様態も歴史的に多様である。それだけに、諸要素の接合形態の変動と結びつけて、その「時期区分」（活動と事象の顕在様式の示差の歴史的区分）を設定することが求められることにもなる。ジェソップの「接合の方法」は還元論の本質主義を、あるいは政治主義や経済主義を避けるための認識論的方法であり、分析的方法論的前提でもある。また、『国家理論 資本主義国家を中心に』（1990年、邦訳、1994年）に至って、N. ルーマンの「オートポイエシス（自己生産）」という“自己言及システム”論を積極的に導入する方向を強くしているが、これは、社会秩序を複合的システムの偶発的接合の必然的所産であるとし⁶⁵⁾、そこに占める政治システムの自律的機能にアプローチすることで、政治システムが法システムと同様に固有の内的論理に服しつつも、社会システムとの複合的相互作用において社会を再生産している様態を明らかにしようとする考えに発している。これは「共振動」や「コ・エボリューション同時進化」の、あるいは「ストラクチャル・カップリング構造的一対化」の概念に、あるいは「生態的優位」という概念に求め得ることである。

「エージェント起動力」とは何らかの目的ないし結果の実現を志向するアクターの能動的行為のことであって、そのためには「戦略」も求められることになる。「構造」と「エージェンシー起動力」とは分析的に区別し得ることであるし、区別すべきことであるとしても、両者は相互に構成的で、他者を内包しているという点では関係論的・弁証法的連関にあり、個別的実在ではあり得ず、一対の関係において接合し、ひとつの総体をなしている（「二元主義的分離論」の克服⁶⁶⁾）。社会諸関係は、こうした「構造」と「行動」の複合的・相互

組成的所産である。したがって、アクターは他のアクターとの関係において、また、所与の構造のなかで行動せざるを得ないという点では「構造的制約性」と「構造的選択性」のなかにいることになる。このかぎりでは、ジェソップのアプローチは、パスカーの「批判的現実主義」と認識を共有していると言えよう。また、「主体」はこの枠組みにおいて自らの「戦略」を再帰的に秤量しているわけであるから、その戦略は分析的には政治と経済のレベルに、あるいは、能動的・受動的ヘゲモニーの言説のレベルに分け得ることになり、「主体」はこうしたレベルで行動の方向を選択し、課題を再検討し、再編成することで社会を組成する「起動因」の位置にもあることになる。この脈絡からすると、「構造」は「戦略的に選択的な脈絡」であって、「行動主体」は構造の“場”において「戦略的アクター」として現われることになる⁶⁷⁾。これは、「構造」と「行動」を関係論的に捉え、構造の戦略的対象性と行動の構造組成性との相互構成的理論である。すると「戦略」の概念は主意主義的アプローチと構造主義的アプローチとを架橋する位置にあると言える。

こうした「行動 構造」の認識を関係論的「国家論」に重ねると、「国家」は国家装置に凝集した社会諸関係の固有の政治的形態であることになる。また、諸関係は制度化されることで「国家」の体系として一定の組織性を帯び得るわけであるから、「国家」は制度的・機構的総体として、つまり、代表と介入の諸形態の制度的複合体として具象化する。こうした諸制度によって政治的・社会的諸勢力が形成されるとともに、それが「権力中枢」に反映されることになるから、「国家」は構造と戦略の複合的關係のなかであり、対立と競合や妥協と同盟の戦略的“舞台”(場)となるし、そのなかで国家装置の接合形態も変化せざるを得ない。それだけに、所与の局面における対抗と同盟や代表形態の分析が、さらには「権力ブロック」内諸勢力の、また、これと被支配集団との関係の分析が求められることになる。この“舞台”は経路依存性や構造的刻印を帯び、バイアスを含んでいるという点では過去の戦略が“結晶”した「非対称的な制度的領

域」であって、「構造的制約性」を内包している⁶⁸⁾。だが、「諸制約 (constraints)」とは、物理的には状況の時空間的属性であり、また、社会的には従前の活動の構造的脈絡であるという点では「行動」の規制要因ではあるが、これは所与の活動のリソースと“機会”でもあるから、行動主体が再帰的秤量を媒介として戦略を選択し得るという点では経路創造性も含まれていることになる。この脈絡からすると、個別の「局面」は経路依存性と経路創造性の、換言すれば、エージェントと構造の相互組成的状況のことである。また、「国家」が“資本主義的”性格を帯び得るのは構造的制約性によるのみならず、代表と介入の諸形態を媒介し、あるいは、対応“戦略”に訴えることで経済的・非経済的「ヘゲモニー企図」を行使し得ることによる⁶⁹⁾。だが、こうした企図は、常に不安定で暫定的なものにとどまらざるを得ず、諸勢力の力関係や内外矛盾との対応のなかで変化する。だから、統治レジームは個別局面の「ヘゲモニー企図」を媒介として多様な変容を示すことになる。この点は統治機構内部の諸部門の権力移動に、さらには、「ポリアーキー」や自由主義的・社会民主的「コーポラティズム」などの代表形態や利益媒介システムに、そして「ケインズ主義的福祉国家」から「シュンペーター主義的勤労福祉国家」への、あるいは、蓄積と調整の様式としてのフォーディズムからポスト・フォーディズムへのレジーム移行に認め得ることである⁷⁰⁾。国家の「政策」(公共政策)とは「統治機関によって公式化されたルールであって、積極的・消極的制裁の行使をもって、個人的と集合的とを問わず、市民の行動に影響力を与えようとする意図の表現である」とすると⁷¹⁾、それは国家の目標設定の次元であり、国家の戦略的・目的遂行的な「ヘゲモニー的企図」の表現である。レーガノミクスやサッチャー主義が「国家企図」であるとすると、「ワシントン・コンセンサス」は国際レベルにおける「ヘゲモニー企図」である。

以上からすると、「国家体系」に組織された「国家機構」とは「国家」の政治的具象形態であって、その形態と「形状」は社会諸関係と諸勢力の歴史的脈絡に規定され、また、“戦略”やイデオロギーといった主観的契

機も介在することで多形的に結晶することになるが⁷²⁾、その形状は前もって規定されているわけではない。そして、政府が駆使し得る“戦略”は、常に個別局面と結びついていて、諸矛盾の時間的・空間的転移や時間的先送りを含めて多様な「リアクティブ対応的」・「プロアクティブ先行的」政策となって現われる。この脈絡からすると、「国家」は社会・文化的関係を空間的に区切ることによって領域化しているにせよ、孤立状態にあるわけではなく「国家」間関係のなかにあるから、国家の形態は、個別局面が求める“機能”要請と対応“戦略”のなかで変化せざるを得ないことになる。そのインパクトは、基本的には所与の「領域」の経済社会関係の変化に発しているとしても、経済社会関係は、程度の差はあれ、国際的連関のなかにあるわけであるから、途上諸国の反発を含めて国際的「入力」への対応にも根ざしていると言える。社会諸関係や国際情勢が国家の諸制度や諸装置に重層的に「刻印される」のは、こうした諸要因に負っている。「グローバル化」とは社会諸関係の越境型連鎖化の深化過程であるとする、「国家」との連関が問われざるを得なくなるのは、「国家主権」論をもって自己閉鎖的“権力容器”とする、いわゆる「領域のわな（territorial trap）」からの脱却が求められるからである⁷³⁾。

(4) グローバル化と国家

「導出論」の国家アプローチを援用すれば、資本が自らを再生産し、「蓄積戦略」を展開し得るには生産と流通の一般的条件の設定やインフラの整備などの政治的機能が求められることになる。これには資本の国際的流動性と可動性の条件を整えるとともに、そのことで浮上せざるを得ない国内諸矛盾に対応することも含まれる。資本主義の重商主義的蓄積期において交易は国際的規模に及びだし、産業資本主義期には基本的商品の輸出入と投資が国際化するなかで世界的金融市場が成立している。そして、第2次大戦後には、情報技術革命と結びついて企業は多国籍化している。こ

うした分業と流通の国際化のなかで、通商にとどまらず文化や生活スタイルも越境化を強くし、インターネットが普及することで情報と知識の交流は脱空間的瞬時性を帯びることになっただけでなく、金融工学の高度化のなかで「バーチャル市場」すらも成立している。

社会科学における「規模 (scale)」とは、社会的相互作用が及び得る「社会空間」のことであって、コミュニケーションとアイデンティティが共有され、集合的行為が成立し得るという点ではアクター間の「社会統合」の制度的基盤であり⁷⁴⁾、権力とコントロールをめぐる歴史的所産でもある。「国民(的)国家」は、こうした類型の基本例であり、基本的マトリックスでもある。国民的規模にはサイズを異にするローカルな次元が、また、超国民的レベルにはリージョナル、コンチネンタル、グローバルな次元が含まれる。この視点からすると「グローバル化」とは、「社会空間」の越境型「規模」の接合と再接合の過程であって、そのなかで“規模”が重層的に複合化していることになる。それだけに、「規模の優位」をめぐってはヘゲモニー関係が作動していると言える⁷⁵⁾。とりわけ、経済的には資本と金融の国際流動化が昂進し、国際分業が深化するなかで労働力の国際的再移動が、また、新技術が導入されることで労働代替力が強化され、地政学的には「ヘゲモニー・サイクル」の変動も浮上している。

リベラリズムの位相は極めて多様で、リパタリアン型市場中心主義的自由主義(社会的保守主義)から改革型福祉主義的自由主義に及んでいる。また、「コーポリット・リベラリズム」は「団体中心型自由主義」であって、個人主義的利益(関心)を“集団利益”へと包摂し、団体間の競合に自由主義を組み込むものであって、フォーディズムと結びついて戦後アメリカの体制原理とされてきた(「同意」の社会的「合意」化)。アメリカ政治の多元主義パラダイムはこのモデルに発し、「自由主義的資本主義」社会における利益集団競争型指導者選択民主政の枠内にある⁷⁶⁾。資本主義国家は、所与の局面の機能修正の必要のなかで自らの形態を変えつつも、リベラリズムを体制原理とせざるを得ないだけに、その内実を修正し、政策

的変容を繰り返してきたことになる（自由主義の“振り子運動”）。この視点からすると、「ワシントン・コンセンサス」は戦後の「埋め込まれた自由主義」の“福祉縮減型自由主義”であって、新自由主義的市場統合を志向する国際的再編「戦略」と一対化していることになる。

戦後のフォード主義的・ケインズ主義的国家は社会経済的介入政策を媒介とし、形態を異にする点があるにせよ、基本的にはトライパーティズムを軸としたフォード主義的蓄積レジームである。だが、その「黄金時代」は70年代のスタグフレーション状況のなかで終焉し⁷⁷⁾、サプライサイド型規制緩和策が先進資本主義諸国の政策的基調に据えられることになった。そのことで「グローバル化」に弾みがつくとともに、「国家」的規模では“パクス・アメリカーナ”（アメリカの世界的ヘゲモニー）の動揺を呼ぶことにもなった。というのも、“リベラリズム”を再帰的に再構築することで、貿易と産業の、あるいは、金融の「自由化」政策の国際的路線が敷かれ、これに「情報技術革命」が複合することで時空間の「圧縮と拡張」が起こり、そのなかで越境型社会関係の規模は拡大し、そのスピードも加速することになったからである。そして、「国際的準国家^{パラステイト}」や「国際協調機関」の役割も重要な位置を占めるようになってきている。これは政治機能の上方への移行と国際的政策レジームの、あるいは、グローバル・ガヴァナンスの生成を意味しているだけに、政治システムの「脱国家化」であるともされた⁷⁸⁾。現代が「転換期」と、あるいは「変容期」と呼ばれているのは、こうした「グローバル化」のなかで既存の国民国家型社会経済関係が急激に再編されつつあり、この過程において「統合と分離」の、あるいは「遠心化と求心化」の傾向と対抗傾向が交差する複合的世界が浮上しているからである。これは「グローカリゼーション」や「フラグメンテーション」という複合語に、あるいは BRIC の台頭にうかがい得ることである。

「グローバル化」とは社会関係の越境型連鎖化の過程であるが、そのなかで地域間と階層間の格差化に、あるいは金融工学の高度化や企業の水平的・垂直的再編にも見られるように、諸矛盾が空間的・時間的に転移され

ることでナショナリズムの再噴出や社会諸運動も台頭している。さらには、「競争国家」化の方向が強まるなかで、資本主義的再生産の社会的再編成を呼ぶことになっただけでなく⁷⁹⁾、輸出型と輸入型資本との、あるいは、基幹産業と周辺産業との対立も強まっている。とりわけ、アジアにおいては地政学的「地殻変動」のなかで主権主義的“兵営国家”の脅威が高まることにもなった。こうした状況に鑑みると、「社会空間」の越境型連鎖化の力学が作動しているにせよ、あるいは、それだけに「規模」の単一化や同質化の軌跡を辿っているとは言えない。国家の形態と機能に変化が起こっているとしても、「国民(的)国家」は政治組織の^{マトリックス}基盤であって、内外の矛盾と対応しつつ、所与の社会の凝集化の中枢に位置し、社会・経済・文化のフローの越境化と相関化のなかで「共振動」を繰り返しつつ、世界政治の構成に占める位置を変えつつあることになる。また、“ナショナル”と“グローバル”という概念は、歴史的にも理念的にも二項対立的、あるいは、相互代替的位置にはないと言える。というのも、資本主義的社会形態や財政金融システムが体系性を帯びることで越境型の相互依存関係が成立し、資本主義的空間的拡大が再生産されてきたからである。また、ヘゲモニーの空間的移動が繰り返されているにせよ、「世界システム」論の視点からみても「国家」はこのシステムの基本的構成単位に位置しているからである。そして、ナショナリズムはインターナショナリズムを前提としたカテゴリーでもある。

「グローバル化」論が急浮上しだしたのは1980年代のことであって、いくつかの局面を経ている。また、その論調も多様であるが、グローバル市場を中心とした^{ボーダレス}「無国境型世界」を展望するという新自由主義的「グローバル化」論とその“脱神話化”の理論と言説とが交差している。後者の理論的潮流のひとつに、いわゆる「懐疑論」を挙げることができよう。その論拠は多様ではあるが、資本の流動性が地域的レベルにとどまっていることや生産と消費が「国民国家」型構造にあり、グローバルな規模には及んでいないとする。だが、資本のフローがリージョナルな枠内にあるとして

も、局地的経済圏は自己閉鎖的存在たり得ず、リージョン間の相互関係は強まっていると言えよう。また、いわゆる「変容論者」は「国家の崩壊」論ではなく、グローバル化のなかで、国際体系に占める「国民国家」の位置が変化していることを指摘しているが、そのなかで、「国家」の形態変容の検討が求められている⁸⁰⁾。

例えば、「グローバル化」の契機に「文化の多元性」に発するヘゲモニーの対抗関係が挙げられているように⁸¹⁾、グローバル化が多くの原因の複合的所産であるにせよ、その重要な力学のひとつに資本主義の利潤志向的市場媒介型経済システムを挙げないわけにはいかない。これは、資本や生産諸関係が国際的規模で移動し得ることを意味している。資本は必ずしも特定の土地や労働力に拘束される必要にはなく、超国家的規模で移動し得る。これにたいし、労働者は生活と消費のローカル性から特定の「場」に制約されざるを得ないし、新技術が導入され資本の有機的構成が高度化するなかで、その対応も迫られることになる。経済の資本主義的グローバル化は「国民国家」を軸とした生産と消費の構造的変換を求めることになる。そして、資本の国外「逃避」という資本の構造的権力のなかで法人税の引き下げと福祉プログラムの縮減という国民間競争を、また、労働力の国際的移動や非正規雇用の増加を、さらには、労働組合の組織率の低下と交渉力の弱体化を呼ぶことにもなった。

「国家」とはひとつの「社会空間」であるが、他の「社会空間」を前提とすることで成立し得る実体であり、したがって、自閉的・自己完結的存在ではなく、国際的経済社会関係の分節的連関とグローバルな分業体制のなかにある。「国際体系」において国民型経済社会をミクロ・レベルとすると、マクロ・レベルでは「国連」諸機関や政府間国際機構と国際的非政府組織（IMF、WB、WTO）を、また、メゾ・レベルでは地域間協力機構（EU、NAFTA、MERCOSUR など）を挙げ得るであろう。この概念的区別のいずれにおいても「国家」は相対的に自律的位置にあり、国内規制と国際調整の中枢に位置しているだけでなく、国際諸機関に参加するこ

とで合意導出の戦略的・イデオロギー的役割をも果たしている。

グローバル化を経済社会関係の越境型接続の複合的・多元的深化過程であるとすると、内外の変化と圧力を受けて国家の機能と形態も一定の変容を迫られていることになる。それは、国家の形態が国際的政治・社会経済関係と複合化しているからである。ブレーメン大学の「トランステイト研究センター(TranState Research Center)」は、(i) 主権的領域国家、(ii) 立憲国家、(iii) 民主的国民国家、(iv) 社会介入主義国家が伝統的国民国家のモデルであるとされてきたとし、主としてEUを念頭に置いて、その「変容」について検討している⁸²⁾。「グローバル化」のなかで権限の上方への移動が起こっているとすると、国内法体系とならんで政府間ネットワーク型グローバル法体系が存在し、両者の併存状況が起こっていることになる。「領域的次元」からすると、これは政府間国際組織への権限移譲であるだけに、自己決定論との、とりわけ、選挙民の意向の反映という正統化原理とのジレンマと齟齬を呼ぶにとどまらず、集合的アイデンティティの多岐化を呼ばざるを得ないことにもなるが、それだけに、同一化の心理や二者択一的単純化論も作動するという“逆説”とも結びつく。また、国内の「組織的次元」からすると下位国家システムや非政府組織への権限の移譲であるだけに、伝統的中間諸団体の社会統合と利益代表機能は低下し、NGOやクワンゴなどの役割が強まっている。だが、先のブレーメン大学の研究グループは、「政治のグローバル化」と「グローバル化の政治」のなかで「調整」と「操作」機能の部分的上下移譲が起こっていても、平和と身体的安全、自由とその法的保護、民主的自己決定、経済成長と社会福祉といった「規範的財貨」の供与に関する「政治責任」は、なお、国家に帰属しているとする。だから、また、国家は「歴史的ブロック」や「対抗ヘゲモニー」の形成の舞台ともなる。

「グローバル化」と結びついて、「グローバル市民社会」(「世界社会」)論も浮上している⁸³⁾。これは、「トランザクション」の越境型「大社会」化状況のなかで“公共圏”が拡大し、“即自的”には「グローバル公衆

（global public）」が生成していることを意味している。だが、情報技術商品の開発競争が激化する一方で貧困と格差は構造化し、内戦と武力介入のなかで難民や流民の「権利をもつ権利」という問題も浮上している。さらには、国際機関と機構の役割が高まるなかで、その“透明性”と“説明責任”が問われ、民主政は“赤字”状況にあるとされているし、民主政の“輸出”の修辞性も指摘されている。“グローバル・ガヴァナンス”の民主化が、つまり、「グローバル化の民主化」と「民主政のグローバル化」という課題が浮上しているのは、こうした脈絡においてのことである。

「国家」と「個人」との関係視点を視点として市民権の展開を辿ると、「国家対抗型個人的自由権」（18世紀型市民的権利）、「国家参加型自由権」（19世紀型政治的権利）、「国家媒介型自由権」（20世紀型社会権）という権利の累積的過程を歩んでいることになる。すると、これまでの市民権が国民国家（空間）と個別現代（時間）という枠組みのなかで制度化されてきたことになる。だが、累積的展開という視点からすると、21世紀型市民権をどのように指定するかという問題を問われていることになる。「グローバル化の民主化」という視点からすると、資本主義のグローバル化の力学が自然環境などのグローバルな“公共（共通）財”の破壊と結びついているだけに「グリーン・ヴァリュ緑の価値」から⁸⁴、その民主的規制が求められることになる。また、「民主政のグローバル化」という視点からすると、歴史的に累積されてきた“人権”概念の21世紀的展開が課題とならざるを得ない。経済社会関係の「グローバル化」は国内民主政の深化と国際関係の民主政との一対的展開を求めていることになる。この点では「国家主権」が専制と暴力の“隠れ蓑”とされてはならないし、国際機構の改革も求められることになる。「思考内実験」のレベルにとどまっているとはいえ、ヘゲモニー国家型支配の危険性も踏まえて現実的視点から「多層連接型グローバル・ガヴァナンス」像や国際機構の再編論が登場し、その現実化の可能性が批判的に検討されているのは、こうした脈絡に負っている。すると、「いま（時間）」と「ここ（空間）」を超える“人権”概念を基礎に「世界市民社

会」(「グローバル・コモンウェルス」)が模索されていることになる。

(5) 結 び

次に以上の行論を約言しておこう。

「国家」とは所与の領域に区分された諸関係の抽象であって、この抽象において所与の社会諸関係が“総括”される。そして、「政府」ないし「統治機構」はその具象形態である。換言すれば、「国家」は社会的諸関係と諸実践の形而上学的表象であり、それが統治機構として組織化(制度化)されると、この機構が「国家」として具象することになる。この脈絡において、政府は「国家」の名において自らを組織し、「社会」の「部分」でありながら、有形的社会関係を「国家」において組織する権力機構として現われる。これは、統治機構が「国家」化することで、空間と機能が「領域」において重複することを意味している。こうして、統治機構は「国家権力」をもって「社会空間」を領域化するとともに、公/私領域を区分することで相対的自律性を帯び、機能的には社会領域に不断に介入することで所与の社会を“秩序”にとどめおくことになる。そのためには、形態は多様であれ、正統化機能や「政策」を媒介とせざるを得ない。それだけに、公共圏や公共性の理念を組み替えることで、国家の機能と範囲を変えてこざるを得なかったことにもなる。

社会的「存在」は理念ないし理解を媒介とすることで自立し得る。「国家」に全体拘束的「権威」を賦与するための嚮導概念が「主権」の観念であり、所与の社会諸関係は「国家」において人格的に擬制化され、政府は「国家主権」において所与の住民を外交的に代表するとともに、国内的には、「人民(国民)主権」において物理的強制力の“正統”的行使の主体として立法機能を果たし、社会的諸実践の形式的枠組みを設定する。「国家」が強力と制裁力の発動と威嚇(価値の賦与と剥奪)を正統的に行使し得るのは、こうした脈絡に負い、所与の社会経済的体制の政治的結節点と

して現われる。

「国家」が「想像の共同体」となり得るには政治的創出機能を媒介としてのことであって、そうでないと「住民」は自然的共同体のなかにとどまる。国家の「擬制的人格化」をもって「人々」は国民ないし公民（あるいは「臣民」）として脱人格的・人口的存在に転化する。また、社会的対立の契機を「国民」として外見的に包摂し得ることで、「運命共同体観」が生成するが、「国民国家」とは諸民族からなる「国民(的)国家」である。それだけに、多様な社会関係や価値観が共存し得なくなると、分離の契機が作動し、“コスモポリタニズム”を含めて別の「共同体」観が浮上せざるを得ない。

「国家」は「国家体系」において全体包括的な凝集機能を果たし得る。だから、国家の機構や機能が、あるいは、政治過程の分析が求められるだけでなく、「国家」自体が「エクस्पリアンダム被説明項」とされるべきことにもなる。この視点からすると、「国家」は“モノ”として存在しているわけではなく、社会諸関係の「抽象的 形式的」概念であって、その「現実的 具体的」形態が「ステイト・システム国家体系」であり、「統治機構」はその政治的組織形態である。また、「国家」の「フォーム形態」と「コンフィギュレーション形状」は社会諸関係と諸勢力の歴史的脈絡に規定されて多形化せざるを得ないし⁸⁵⁾、アクターの「戦略的選択性」にも服しているわけであるから、内外の歴史的与件のなかでその形態と形状は変わり得ることになり、個別局面における社会諸関係や社会諸勢力の力関係の流動的力学として現われることになる。だから、制度と機構において統治と経済社会の両システムは分化していても、不可分の関係にあり、「政治の社会化」と「社会の政治化」との緊張関係のなかで「国家」の形態が規定されてきたことになる。

生産の社会的関係（「社会的生産関係」）が成立し存続し得るには労働力や資源などの物理的・知的能力が必要とされるだけでなく、これを支える規範や諸制度が不可欠となるし、その諸条件が再生産される必要にもある。資本主義的生産様式は、今日の新自由主義的様式を含めて多様な継起的局

面を経ているが、常に国家の介入機能を必要としている。国内レベルに視点を据えてのことであるが、ロウィは「公共政策」を「分配」・「規制」・「再分配」の3つのカテゴリーに整理している⁸⁶⁾。こうした「公共財」の供与機能が新自由主義的「グローバル化」のなかで諸困難に見舞われている。それは、例えば、越境型犯罪の増加、租税源の国外逃避、テロの脱国家的組織化など、多くの諸例に認め得ることである。この脈絡において国家の「蚕食」や「残滓」化が指摘されてもいる。確かに、越境型課題は増え、その国際的対応が求められる状況も強まっている。また、「国家」は財源の徴収と「社会費用」捻出との、あるいは、蓄積機能と正統化機能とのジレンマのなかにあると言えよう。だが、「諸価値の権威的配分」(D. イーストン)と“正統化”機能は個別国家の次元にとどめおかれているし、民主政の組織と「自律的自己決定」の原理からしても「国家」の解体ではなく、その民主的再編が求められている。

グラムシが「歴史は常に“世界史”であり、……個別史は世界史の枠組みにおいてのみ存在する」と指摘しているように⁸⁷⁾、歴史の局面において強弱の程度はあるにせよ、また、対立の契機を不断に内包しつつも、資本主義的生産はグローバルな規模と「国家」間関係において成立している。資本主義的「生産諸関係」は基本的には国民経済を基礎としつつも、国際関係の国内化と国内関係の国際化の複合的關係のなか位置している。経済のグローバル化のなかで「社会空間」は脱領域化の方向を強くしているが、「国家」は、能動的と受動的との違いはあるにしても、この過程に関与するとともに国内体制の再編の中心的役割を果している。「グローバル化」は分業体制の越境型再編と結びつくことになったが、「民主政のグローバル化」の必要性を浮上させることにもなった。この視点からすると、民主政のグローバルな地平が求められていることにもなる。

1) David Held, *Cosmopolitanism: Ideals and Realities*, Polity, 2010: 29.

2) 例えば、次を参照のこと。Daniele Archibugi, *The Global Commonwealth of Citizens: Towards Cosmopolitan Democracy*, Princeton University Press, 2008(中谷義和ほか訳)

「国家」への視座（中谷）

- 『グローバル化時代の市民像：コスモポリタン民主政へ向けて』法律文化社，2010年）。
- 3) 次は「化（ization）」という接尾語には「過程（becoming）」と「状況（being）」の両概念が含意されているとし、この言葉の使用に際しては両者の批判的検討が求められるとする。Peter J. Taylor, "Ization of the World: Americanization, Modernization and Globalization," in C. Hay and D. Marsh, eds., *Demystifying Globalization*, Palgrave Publishers, 2000: 49-50.
 - 4) グローバル化をめぐる EU 諸国の積極的・消極的^{ディスコース}「言説」については次を参照のこと。C. Hay and B. Rosamond, "Globalization, European Integration and the discursive construction of economic imperatives," *Journal of European Public Policy* 9 (2), April 2002: 147-67.
 - 5) "Introduction: Rethinking Theories of the State in an Age of Globalization." A. Sharma and A. Gupta, eds., *The Anthropology of the State: A Reader*, Blackwell, 2006.
 - 6) ネグリとハートの『帝国（Empire）』（2000年，水島一憲ほか訳，以文社，2003年）は「古典的帝国」や植民地型「帝国主義的帝国」と区別して、現代の「帝国」を「領土や境界をもたない，中心をもたない，国民国家をも包摂する新たなグローバルな権力ないしはネットワーク」であると，あるいは，「脱中心的で脱領土的な支配装置」であるとしている。これは，政治的・経済社会的諸関係がグローバルに再編されるなかで「国民国家」に替わって「超国民的企業」（「グローバル資本主義」）を中心とする「ネットワーク」（「メタ国家」）が自己組織化し，「シチズン」に替わって「マルチチюд（multitude）」が生成しているとする理解に発している。だが，資本と交易の脱領域化と超国民化が昂進するなかでも，内／外の「領域」区分は「国家」を単位としているし，超国民的レベルにおける経済社会関係の再編と再規模化やネットワーク化の点でも，その中枢には「国民国家」が位置しているということ，これが，少なくとも現状においては，なお「実際」である。
 - 7) 次は「グローバル化」へのアプローチを (1)「間国民的（inter-national）」，(2)「超国民的（trans-national）」，(3)「グローバル主義的（globalist）」に分け，(1)は「諸国家を基礎とした国民間システムという^{ステイト・セントリス}国家中心主義の概念」であり，(2)は「グローバル化の諸力と諸制度を基礎としたグローバルな諸システムという超国民的の概念」であると，そして(3)は「程度の差はあれ，すでに完成したグローバルな企図を基礎としたグローバルな諸システムというグローバル主義の概念」であるとする。Leslie Sklair, *Globalization: Capitalism and Its Alternatives*, 3rd edition, Oxford University Press, 2002: 7.
 - 8) 「新自由主義」とは，イデオロギー，ガヴァナンス，政策のパッケージの複合的表現であって，この言葉は，すでに第一次大戦前のドイツにおいて，「フライブルク学派」の経済学者と法学者が古典的リベラリズムの復活を目指すための造語として使われていたが，1970年代に至ってラテンアメリカの経済学者集団が市場モデルを示すための言葉とされることになった。次を参照のこと。M. B. Steger and R. K. Roy, *Neoliberalism: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2010: ix, 11. 「新自由主義」については次も参照のこと。Philip Mirowski, "Postface: Defining Neoliberalism," P. Mirowski and D. Plehwe, eds., *The Road from Mont Pèlerin: The Making of Neoliberal Thought Collective*, Harvard University Press, 2009.

- 9) A. Cameron and R. Palan, "The Imagined Economy: Mapping Transformations in the Contemporary State," *Millennium: Journal of International Studies* 28 (2), 1999: 267-89.
- 10) シャットシュナイダーの指摘を引けば、「組織化とはバイアスの動員である」(E. E. Schattschneider, *The Semi-Sovereign People*, Dryden Press, 1960: 71 (内山秀夫訳『半主権人民』而立書房, 1972年)。
- 11) 歴史家の視点からグラムシの国家理解を論じたものとしては次がある。T. J. Jackson Lears, "The Concept of Cultural Hegemony: Problems and Possibilities," *American Historical Review* 90, June 1985.
- 12) M. ウェーバーは「権力 (*Macht*)」と「支配 (*Herrschaft*)」を区別し、後者に服従の契機を含めているかぎり「支配」には消極的同意も含まれていることになる。
- 13) マルクスの次の有名な指摘を想起し得るであろう。「たとえば人口は、もしそれがなりたっているもろもろの階級を除外するなら、一つの抽象である。……だから、私が人口からはじめるとすれば、それは全体の混沌とした表象なのであって、いっそうわしく規定することによって、私は分析し、しだいにもっと単純な諸概念を見いだすようになる。すなわち、表象された具体的なものからしだいにより希薄な抽象的なものにすんでいって、ついにはもっと単純な諸規定に到達してしまうであろう。そこからこんどはふたたび後方への旅がはじめられるべきであって、最後にふたたび人口に到達するであろう」(『経済学批判要綱』第1分冊, 大月書店, 1958年, 22頁)。
- 14) Michael Mann, "The Autonomous Power of the State: Its Origins, Mechanisms and Results," *European Journal of Sociology* 25, 1984: 185-213.
- 15) いわゆる「ウェストファリア体制」をもって「世界」を主権型領域国家に区分することで、国内の紛争処理を個別国家の専権事項とするとともに、国際法は国家間の共存を維持するための最小のルールであるとされることがなるとされる。だが、次は1618年の講和条約後も、境界線の明確な主権型国家からなる世界が成立したわけではなく、こうした考えは19世紀以降に徐々に明確になりだした国家体系のなかで生成したに過ぎないとする。Benno Teschke, *The Myth of 1648: Class, Geopolitics and the Making of Modern International Relations*, 2003 (君塚直隆訳『近代国家体系の形成 ウェストファリアの神話』桜井書店, 2008年)。
- 16) 「政治的共同体 (commonwealth) という言葉で、私が言わんとしていることは、民主政または、なんらかの統治の形態のことではなくて、ラテン語でキヴィタス (civitas) という言葉で示される独立の共同体のことである」(J. ロック『統治二論』第2篇第10章133節)。
- 17) George H. Sabine, "State," *Encyclopaedia of the Social Sciences*, vol. 13, Macmillan, 1934: 328-30; Frederick M. Watkins, "State: The Concept," *International Encyclopedia of the Social Sciences*, vol. 15, Macmillan & The Free Press, 1968: 150-57; Quentin Skinner, "The State," in T. Ball, J. Farr, and R. L. Hanson, eds., *Political Innovations and Conceptual Change*, Cambridge University Press, 1985: 90-131.
- 18) M. Weber, *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology*, vol. I, ed., by G. Roth and C. Wittich, University of California Press, 1978: 54.

「国家」への視座（中谷）

- 19) 次を参照のこと。Matthew Flinders, “Public / Private: The Boundaries of the State,” in C. Hay, M. Lister and D. Marsh, *The State: Theories and Issues*, Palgrave Macmillan, 2006: 223-47.
- 20) William Waller, “The Pragmatic State: Institutional Perspective on the State,” in S. Pressman, ed., *Alternative Theories of the State*, Palgrave Macmillan, 2006: 13-33.
- 21) Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, Polity, 1985 (松尾・小幡訳『国民国家と暴力』而立書房, 1999年)。
- 22) 「国家」と領域性や住民性との不可分の関係については次を参照のこと。中谷義和『グローバル化とアメリカのヘゲモニー』法律文化社, 2008年, 89頁。
- 23) 次は, 「国際関係」論における主流流(リアリズム, ネオ・リアリズム, ネオ・リベラリズム, コンストラティヴィズム, ポストモダニズム)を簡明に整理している。Colin Hay, *Political Analysis: A Critical Introduction*, Palgrave, 2002: 13-27.
- 24) Garrett Hardin, “The Tragedy of the Commons,” *Science* 162, 1968: 1243-48; David Pepper, *Modern Environmentalism: An Introduction*, Routledge, 1996.
- 25) Harold D. Lasswell and Abraham Kaplan, *Power and Society: A Framework for Political Inquiry*, Yale University Press, 1950: 181, 184.
- 26) W. W. Willoughby, *An Examination of the Nature of the State*, Macmillan, 1911: 8; H. J. Laski, *State in Theory and Practice*, Viking Press, 1935: 12-13 (石上良平訳『國家：理論と現實』, 岩波現代叢書, 1952年); *The Pluralist Theory of the State: Selected Writings of G. D. H. Cole, J. N. Figgis, and H. J. Laski*, ed. by Paul Q. Hirst, . Routledge, 1989. 「多元主義(pluralism)」の分析については, 「規範的」・「規定的」・「記述的」レベルに分け, その複合化において所与の政治体制が分析されるべきであろう。次を参照のこと。Martin Smith, “Pluralism,” in D. Marsh and G. Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, Macmillan Press, 1995, ch. 11.
- 27) 「国民国家」とは, ひとつの理念型的擬制であって, 複数の民族からなる「国民的(型)国家」が一般的である。なお, 民族的構想に収まらない人々からシチズンシップを奪い, 無国家化することになったことについては次を参照のこと。Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, Allen and Unwin 1951: 275-77 (大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起源』みすず書房, 1972年)。
- 28) James H. Mittelman, *Hyperconflict: Globalization and Insecurity*, Stanford University Press, 2010.
- 29) F. Lieber, “Nationalism and Internationalism,” in *Miscellaneous Writings*, 2 vols., J. B. Lippincott, 1881. 次に引用。James Farr, “From Modern Republic to Administrative State: American Political Science in the Nineteenth Century,” in D. Easton, J. G. Gunnell, M. B. Stein, eds., *Regime and Discipline: Democracy and the Development of Political Science*, University of Michigan Press, 1995: 147.
- 30) Ruth Levitas, “The Concept of Social Exclusion and the New Durkheimian Hegemony,” *Critical Social Policy* 16, 1996: 5-20.
- 31) R. Miliband, *The State in Capitalist Society*, Basic Book, 1969: 50, 54 (田口富久治訳

- 『現代資本主義国家論』未来社, 1970年).
- 32) ウェーバーは「権力 (*Macht*)」と「支配 (*Herrschaft*)」とを区別し, 前者は抵抗を排除して自らの意思を実現し得る“チャンス”(蓋然性)のことであり (“Class, Status, Party,” in H.H. Gerth and C.W. Mills, eds., *From Max Weber: Essays in Sociology*, Routledge & Kegan Paul, 1948: 180), また, 後者については次のように規定している。「支配者ないし複数の支配者の明示的意味(命令)が一人以上の他者(被治者)の行為に影響を与えることになり, 被治者が命令の内実を自らの基本方針と受け止め, それが広く社会的行為となって現われるような方法で現に被治者の行動に影響を与えている状況である。別の視点からすると, この状況は服従と呼ばれることになる」と (M. Weber, *op. cit.*, vol. II, 1978: 946, 傍点は原文)。
- 33) ルークスとフーコーの権力論の検討については次を参照のこと。Barry. Hindess, *Discourses of Power: From Hobbes to Foucault*, Blackwell, 1996, chs. 4 and 5.
- 34) 「入力型」政治観については次を参照のこと。P. Dunleavy and B. O’Leary, *Theories of the State: Politics of Liberal Democracy*, Macmillan, 1987: 23-41.
- 35) P. Bachrach and M.S. Baratz, *Power and Poverty: Theory and Practice*, Oxford University Press, 1970: 44.
- 36) S. Lukes, *Power: A Radical View*, Macmillan, 1974: 24 (中島吉弘訳『現代権力論批判』未来社, 1995年)。権力の“諸相”の批判的検討については次を参照のこと。Jeffrey C. Isaac, *Power and Marxist Theory: A Realist View*, Cornell University Press, 1987, esp., ch. 1.
- 37) ブーランザスは, 「国家権力」を規定して, 「ひとつの社会階級が『国家装置』を媒介として自らの客観的利益を実現し得る能力である」とし (N. Poulantzas, *Political Power and Social Classes*, Verso, 1978: 104), また, ジェソップは, 「国家権力とは所与の局面における全ての諸勢力間のバランスを媒介した結果である」とする。したがって, 「国家権力」が“資本主義的”であり得るかどうかは, 「所与の局面において資本蓄積に必要な諸条件を創造・維持し, あるいは, 修復し得る程度」に左右されるとする (Bob Jessop, *State Theory: Putting Capitalist State in Their Place*, Polity, 1990: 118, 221)。次は『資本論』(第3巻)に依拠して, 権力の「機能主義的」モデルを設定している。N. Nash, *Contemporary Political Sociology*, Blackwell, 2000.
- 38) オコンナーは「国家支出」として「社会資本」と「社会費用」を挙げるとともに, 前者には「社会投資」と「社会消費」が, また, 後者には社会的調和の維持機能が含まれとされる。そして, 「費用の社会化と利潤の私的領有との矛盾」に国家の“財政危機”の背景を求めている。J. O’Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, St. Martin’s Press, 1973 (池上惇・横尾邦夫監訳『現代国家の財政危機』御茶の水書房, 1981年)。また, 宮本憲一『社会資本論』(1967年)は, 社会資本を社会的一般労働手段と社会的共同消費手段に分け, 労働力の再生産において社会的共同消費が重要性を高めるにもかかわらず, 労働力再生産費に算入されないため, 社会資本の整備は社会的一般労働手段に偏って, 社会的共同消費手段が不足するとした(次の説明による。伊東光晴編『岩波現代経済学事典』, 2004年, 1069頁)。

「国家」への視座（中谷）

- 39) Theda Skocpol, *States and Social Revolutions*, Cambridge University Press, 1979: 29.
- 40) C. Hay, *Political Analysis: A Critical Introduction*, Palgrave, 2002: 45. 次も参照のこと。
Paul Wetherly, *Marxism and the State: an Analytical Approach*, Palgrave Macmillan, 2005: 72; J. Lopetz and J. Scott, *Social Structure*, Open University Press, 2000; D. V. Porpora, "Four Concepts of Social Structure," *Journal for the Theory of Social Behaviour* 19 (2), 1989; D. Marsh, "Explaining Changes in the Postwar Period," in Marsh, D., et al (eds.) *Postwar British Politics in Perspective*, Polity Press, 1999.
- 41) Colin Hay, "Structure and Agency," in D. Marsh and G. Stoker, eds., *op. cit.*, 1995, ch. 10.
- 42) Robert A. Dahl, *Social Science Research on Business: Product and Potential*, Columbia University Press, 1959: 36; idem, "A Critique of the Ruling Elite Model," *American Political Science Review* 52, 1958. ダールがヒュームの・行動論的規則性の探究から「多元主義民主政の制度的諸条件」の分析へと移動したとする指摘については次を参照のこと。
Jeffrey Isaac, *op. cit.*, 1987: 193-98.
- 43) Miliband, *op. cit.*, 1969: 22.
- 44) R. Miliband, *Marxism and Politics*, Oxford University Press, 1977: 93 (北西・田口・網井訳『マルクス主義政治学入門』青木書店, 1979年).
- 45) R. Miliband, *op. cit.*, 1969: 49-53.
- 46) N. Poulantzas, *Political Power and Social Classes*, Verso Books, 1978: 37, 86.
- 47) プーランザスの国家理論は「国家が資本主義システムの安定と再生産の方向に自動的に機能する」としているだけに「政治的機能主義 (political functionalism)」であるとする位置づけについては、次を参照のこと。Theda Skocpol, "Political Response to Capitalist Crisis: Neo Marxist Theories of the State and the Case of the New Deal," *Politics and Society* 10, 1980: 172-73, 182. こうした「構造主義的」パラダイムがアメリカ政治学の機能主義やシステム論に負っていることは、彼自身も認めていることである (Poulantzas, *ibid.*, 1978: 48)。だが、社会現象が「自動的」機能するわけではないし、プーランザスに機能主義的アプローチを認め得るとしても、国家と経済との関係を資本主義的階級構造において捉えようとする視点に発していることを看過すべきではない。また、次は、機能的説明の典型的「被説明項」が「構造的傾向 (structural tendency)」であるとする。J. Noble, "Marxian Functionalism," in T. Ball and J. Farr, eds., *After Marx*, Cambridge University Press, 1984: 113. また、構造主義的国家アプローチの方法論的批判については、次を参照のこと。P. Dunleavy and B. O'Leary, *op. cit.*, 1987: 218-19; Simon Clarke, "Marxism, Sociology, and Poulantzas' Theory of the State," *Capital and Class* 2, Summer 1977: 1-31; John Elster, "Marxism, Functionalism, Game Theory: The Case for Methodological Individualism," *Theory and Society* 11 (4), July 1982: 453-82.
- 48) 次は、「国家」とは「政治権力の制度的組織化に関わる一連の集合体である」という視点から「資本主義的生産様式の“必要”の機能的輸送手段に過ぎないものではない」とする。A. Giddens, *A Contemporary Critique of Historical Materialism*, Macmillan, 1981: 220.
- 49) Poulantzas, *State, Power, Socialism*, Verso, 1980: 129, 136 (田中正人, 柳内隆訳『国家・

権力・社会主義』ユニテ, 1984年).

- 50) ミリバンドは「国家」の“道具性”と“自律性”に関するマルクスの理解について次の論稿を残している。R. Miliband, “Marx and the State,” in Miliband, R. and Savill, J. eds., *The Socialist Register*, Merlin Press, 1965.
- 51) この論争にいち早く注目し、検討したのものとして次の先駆的研究が残されている。田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』第3章, 青木書店, 1979年。
- 52) Clyde W. Barrow, “The Miliband-Poulantzas Debate: An Intellectual History,” in S. Aronowitz and P. Bratis, eds., *Paradigm Lost: State Theory Reconsidered*, University of Minnesota Press, 2002: 3-52.
- 53) 次は、「国家を資本家階級の道具であると理解することは、国家の活動がひとつの階級としての資本家たちの意識的で目的的行為に発するとやっているにすぎない」とする。K. Fineglod and T. Skocpol. “Marxist Approaches to Politics and the State,” in idem, *State and Party in America's New Deal*, University of Wisconsin Press, 1995: 176.
- 54) N. Poulantzas, “The Problem of the Capitalist State,” *New Left Review* 58, 1969: 67-78.
- 55) R. Miliband, “Poulantzas and the Capitalist State,” *New Left Review* 82, 1973: 83-92.
- 56) N. Poulantzas, “The Capitalist State: A Reply to Miliband and Laclau,” *New Left Review* 95, 1976: 63-83.
- 57) R. Miliband, *op. cit.*, 1977: 73-4; idem, *Socialism for a Sceptical Age*, Verso, 1994: 17-18.
- 58) 「構造化」理論の紹介と検討については次を参照のこと。John Parker, *Structuration*, Open University Press, 2000.
- 59) R. Bhasker, *A Realist Theory of Science*, Harvester Wheatsheaf, 1975; M. Archer, *Realist Social Theory: Morphogenetic Approach*, Cambridge University Press, 1995.
- 60) ギデンズの「構造化」とは、「構造」が行為と相互行為の“条件”であり“結果”でもあるとする「構造の二重性」の理論であって、社会過程は構造に条件づけられるとともに、社会過程によって構造が再生産されるとする考えである(宮島喬「ギデンズ」『岩波哲学・思想事典』1998年, 318頁)。このかぎりでは、「構造」が行為に与える制約制と「行為」が構造に占める組成性の理論であると言えるが、なお、構造と行動の二元論の枠内にあると言える。「構造化」の理論については、ヘイの次の批判的検討も参照のこと。C. Hay, M. O'Brien and S. Penna, “Giddens, Modernity and Self-Identity: The Hollowing Out of Social Theory,” *Arena Journal* 2, 1994: 45-76 (次に再録。Christopher G. A. Bryant and David Jary, eds., *Anthony Giddens: Critical Assessment*, Routledge, vol. IV, 1997: 85-112); C. Hay, “Structure and Agency,” in D. Marsh and G. Stoker, eds., *op. cit.*, 1995; idem, *op. cit.*, 2002: 118-26. また、次は「行動 構造論争 (agency-structure debate)」をコックスの国際関係論の視点から検討している。A. Bieler and Adam D. Morton, “The Gordian Knot of Agency-Structure in International Relations: A Neo-Gramscian Perspective,” *European Journal of International Relations*, 2001: 5-35.
- 61) 主として、ジェソップの初期の国家論に限られているが、その紹介と批判的検討については次を参照のこと。C. W. Barrow, *op. cit.*, 1993: 153-56; W. Bonefeld, “Crisis of

Theory: Bob Jessop's Theory of Capitalist Reproduction." *Capital & Class* 50, 1993: 25-48; Rianne Mahon, "From 'binging' to 'putting': The state in late twentieth-century social theory," *Canadian Journal of Sociology* 16 (2), 1991: 119-44.

- 62) *The Capitalist State: Marxist Theories and Methods*, 1982 (田口・中谷・加藤・小野訳『資本主義国家 マルクス主義的諸理論と諸方法』御茶の水書房, 1983年); *Nicos Poulantzas: Marxist Theory and Political Strategy*, 1985 (田口富久治監訳, 中谷・後・加藤・岩本・小野訳『プーランザスを読む マルクス主義理論と政治戦略』合同出版, 1987年); *State Theory: Putting Capitalist States in Their Place*, 1990 (中谷義和訳『国家理論 資本主義国家を中心に』御茶の水書房, 1994年); *The Future of the Capitalist State*, 2002 (中谷義和監訳, 篠田・櫻井・山下・國廣・山本・伊藤訳『資本主義国家の未来』御茶の水書房, 2005年); *State Power: A Strategic-Relational Approach*, 2007 (中谷義和訳『国家権力 戦略・関係アプローチ』御茶の水書房, 2009年).
- 63) ジェソップの理論的展開の経緯については次を参照のこと。Mark J. Smith, *Rethinking State Theory*, Routledge, 2000, chap. 5.
- 64) K. マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』(『マルクス=エンゲルス全集』第8巻, 大月書店, 1962年, 107頁)。また、エンゲルスの次の指摘も想起し得るのであろう。「唯物論的歴史観によれば歴史において最終的に規定的な要因は現実生活の生産と再生産である。もしだれかがこれを歪曲して経済的要因が唯一の規定的なものであるとするならば、さきの命題を中身の無い、抽象的な、ばかげた空文句にかえることになります。……われわれ自身でわれわれの歴史をつくります。しかし、第1にきわめて限定された前提と条件のもとです。それらの前提と条件のうちで結局のところ決定的なものも、経済的なそれです。しかし政治的等の前提や条件も、いや人々の頭にとりついてはいる伝統でさえも、決定的ではないにせよ、ある役割をはたすのです」(『エンゲルスからヨーゼフ・プロッホ(在ケーニヒスベルク)へ』(『マルクス=エンゲルス全集』第37巻, 大月書店, 1975年, 401-2頁)。
- 65) 次は「決定論(determinism)」をめぐるマルクス主義の論争を(1)不可避性,(2)予見可能性,(3)宿命性に分け、それぞれについて説明している。Roy Bhaskar, "determinism," in T. Bottomore, ed., *A Dictionary of Marxist Thought*, second edition, Blackwell, 1983: 139-40. また、次はジェソップの「偶発的必然性(contingent necessity)」の概念とは、個別の因果的メカニズムが結合することで、ひとつの結果が必然化するが、客体の因果力と傾向性が特定の諸条件(他の諸客体の固有の因果力と傾向性の布置状況)において作動することで有意な結果を呼び得るかどうかが偶発的であるという意味においてのことである、とする。Mark J. Smith, *op. cit.*, 2000: 258-59. なお、「オートポイエシス」とは、自己組織を媒介とした自律性の条件であって、あるシステムが固有のコードと運動法則をもって自らの構成要素を再生産する場合に生成するとされる。
- 66) ヘイは、A. ギデンズにおける「構造」とシステムとの概念上の異同を問うとともに、ギデンズが「構造」と「^{エージェンシー}動因」は同一コインの両面であるとしているのにたいし、「コインに鑄造される合金の2つの金属」であり、両者は融合することで、ひとつのコインとなっているというメタファーに訴えている。これは、コイン(社会)が2つの構成要素

- (行動と構造)の総体であって、化学的相互作用の複合的所産であることを意味している。
Hay, *op. cit.*, 2002: 127; *op. cit.*, 1995: 198, 200.
- 67) B. Jessop, "Interpretive Sociology and the Dialectic of Structure and Agency," *Theory, Culture and Society* 13 (1), 1996: 124; idem., "Institutional re(turns) and the selective-relational approach," *Environment and Planning* 33 (7), 2001: 1223. 「戦略 関係アプローチ」の難点は次において指摘されている。P. Wetherly, *op. cit.*, 2005: 83.
- 68) プーランザスは、「国家」が「諸階級と階級諸分派間の諸力の関係の特有の物質的凝集」であり、その諸制度には従前の闘争が刻印されているだけでなく、「国家」内外の当面の、また、将来の闘争を形状化するとしているが(Poulantzas, *op. cit.*, 1978: 129)、この点では、ジェソップも認識を共通にしている。
- 69) 「ヘゲモニー」の概念はグラムシに負い、「構造」に内在するイデオロギー的権力のみならず、諸階級が駆使し得る政治的企図という二重の意味において使われている(A. Gramsci, "The Modern Prince," in G. N. Smith and Q. Hoare, eds., *Selection from the Prison Notebooks*, International Publishers, 1971: 181-82. 「国家企図」が「ヘゲモニー性」を帯び得るのは構造的優位性に依拠しつつ、個別の局面において駆使し得る「戦略」と結びついているし、その「対抗戦略」が「国家権力のイデオロギー効果」に対する「カウンター・ヘゲモニー」として浮上し得る。
- 70) B. ジェソップは「シュムペーター主義的勤労福祉型脱国民的レジーム (Schumpeterian workfare postnational regime)」への移行であるとし、これを次のように規定している。「経済的にはオープンな経済において、サプライサイドに介入することで柔軟性と持続的革新を期すとともに、関連経済空間の競争力を可能な限り強化しようとするものである。これには、「構造の」あるいは「システムの」競争力が古くからなじんだ経済要因のみならず、広範な経済外的要因に依拠していると見なされるかぎり、「経済圏」を根本的に再規定することが含まれている。これは、ナショナルとリージョナルなシステムをより複合的に改革することを基礎とする新技術の導入と、また、規模の経済に根ざした生産性の成長を強調するフォーディズムから柔軟性と企業家主義の社会的・経済的資源を動員することを主眼とした脱フォード主義へのパラダイム転換と、さらには、価値実現をミクロ社会レベルに広げようとする、より包括的な試みと結びついている」(Bob Jessop, "Globalization and the National State," in S. Arnowitz and P. Bratsis, eds., *op. cit.*, 2002: 203. 「競争国家」や「シュムペーター主義的勤労福祉型脱国民的レジーム」テーゼを「機能的・脱政治的^{ポリティカル}で、極めて主体を欠いた分析」であるとし、その輪郭を批判的に検討した論稿として次がある。Colin Hay, "Re-Stating Politics, Re-Politicising the State: Neo-Liberalism, Economic Imperatives and the Rise of the Competition State," *Political Quarterly* 75, special issue, 2004: 38-50. 次も参照のこと。Scott Rash, "Reflexivity and Its Doubles: Structures, Aesthetic, Community," in U. Beck, A. Giddens, and S. Lash, *Reflexive Modernization, Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity, 1994.
- 71) Th. Lowi, *Arenas of Power*, Paradigm Publishers, 2009: 145.
- 72) Michael Mann, *The Source of Social Power*, vol. II, Cambridge University Press, 1986:

75-88.

- 73) John Agnew, "The territorial trap: the geographical assumptions of international relations theory," *Review of International Political Economy* 1, 1994: 156-72; idem, "Mapping Political Power beyond State Boundaries: Territory, Identity, and Movement in World Politics," *Millennium: Journal of International Studies* 28 (3), 1999: 499-521.
- 74) 「社会統合」と「システム統合」の概念については次を参照のこと。D. Lockwood, "Social Integration and System Integration," in Zollschan, G.K. and Hirsch, W. eds., *Explorations in Social Change*, Routledge and Kegan Paul, 1964, ch. 9.
- 75) 「グローバル化」とかかわっては、資本（産業と金融）、労働、情報、技術、文化などのフローの点から多面的に分析されている。次は、こうした越境型の“フロー”の規模が相互に連関しつつも、「範囲（scope）」の点では(1)「民族」、(2)「技術」、(3)「金融」、(4)「メディア」、(5)「理念」(国家と対抗運動を中心としたイメージの政治的・戦略的展開)の各レベルに分け得るとしている。A. Appadurai, *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*, University of Minnesota Press, 1996: 33-7.
- 76) W.I. Robinson, *Promoting Polyarchy: Globalization, US Intervention and Hegemony*, Cambridge University Press, 1996: 49.
- 77) この局面における「危機」については次を参照のこと。James O'Conner, *The Meaning of Crisis: A Theoretical Introduction*, Basil Blackwell, 1987.
- 78) G. Sørensen, *The Transformation of the State*, Palgrave, 2004: 23.
- 79) 次は「競争国家」の主な戦略を「国民的規模に位置している経済活動を、……国際的・超国民的關係において、より競争力あるものにするための市場化」に求めている。Philip G. Cernay, "Globalization and the changing logic of collective action," *International Organization*, 1995: 595-625.
- 80) この類別化については次を参照のこと。D. Held and A. McGrew, *Globalization / Anti-Globalization*, Polity Press, 2002 (中谷・柳原訳『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社、2003年).
- 81) R. Robertson, *Globalization*, Sage, 1992.
- 82) S. Leibfried and M. Zürn, eds., *Transformations of the State?*, Cambridge University Press, 2005.
- 83) 社会的生産関係・国家形態・世界秩序の相互関係については次を参照のこと。A. Bieler and A. D. Morton, "A Critical Theory Route to Hegemony, World Orders and Historical Change: Neo-Gramscian Perspectives in International Relations," in A. Bieler, W. Bonefeld, P. Burnham, and A. D. Morton, *Global Restructuring, State, Capital and Labour: Contesting Neo-Gramscian Perspectives*, Palgrave Macmillan, 2006.
- 84) D. Pepper, *op. cit.*, 1996: 11-13.
- 85) M. Mann, *The Sources of Social Power: Volume I. A History of Power from Beginning to A. D. 1760*, Cambridge University Press, 1986 (森本・君塚訳『先史からヨーロッパ文明の形成へ』NTT出版、2002年).
- 86) Theodore Lowi, "American Business, Public Policy, Case Studies, and Political Theory,"

World Politics 16, July 1964: 677-715.

- 87) A. Gramsci, *Selections from Cultural Writings*, D. Forgcs and G. Nowell-Smith, trans. .
Lawrence and Wishart, 1985: 181.